

令和6年（ワ）第134号 自衛隊名簿提供違憲訴訟

原告

被告 奈良市、国

第 8 準 備 書 面

—自衛官の職務の本質と実態及びその憲法適合性—

2025年8月29日

奈良地方裁判所 民事部合議1係 御中

原告訴訟代理人

弁護士 佐藤 真理

弁護士 愛須 勝也

弁護士 諸 富 健

弁護士 佐藤 博文

弁護士 小野寺 義象

弁護士 岸 松江

弁護士 種田 和敏

弁護士 中谷 雄二

弁護士 清 家 康 男

弁護士 大 河 原 壽 貴

弁護士 毛 利 崇

弁護士 八 木 和 也

弁護士 井 下 顕

目 次

第1 本書面の目的	5
第2 兵士はどう語られてきたか.....	6
第3 自衛隊の「軍隊」としての実態.....	8
1 今なお自衛隊は軍隊か否かが問題になる奇異さ	8
2 日本の世界軍事力ランキング.....	9
3 常備兵員数の日欧米比較.....	9
4 日本の国家公務員の46%が自衛隊員	10
5 自衛隊の国際法上の地位.....	11
第4 賭命義務を遂行する自衛官の職務.....	11

1	自衛官の身分証明書と認識票.....	11
2	「賭命義務」と精神教育＝死生観の確立.....	12
3	賭命義務を重罰で強制.....	14
4	銃による殺傷のリアルーピストルとの違い.....	15
5	素手（当身技）による殺傷訓練.....	17
6	軍紀に基づく自衛官の労働と生活.....	23
7	服務指導における「躰」.....	27
8	営内生活の実態.....	28
第5	自衛隊における暴力・パワハラ等.....	30
1	2020（令和2）年1月31日付け人事教育局長通達.....	30
2	ハラスメント（パワー・ハラスメント）.....	30
3	傷害、暴行又は脅迫.....	32
4	上官等及び特別勤務者に対する反抗不服従等.....	34
5	上記の処分基準.....	36
第6	自衛隊内におけるセクハラ.....	36
1	自衛隊におけるセクハラの実態と隠蔽.....	36
2	セクハラ防止法制から約10年の自衛隊の実態.....	38
3	五ノ井さん性暴力事件の衝撃—今も変わらぬ体質.....	39
第7	防衛大学校の実態.....	42
1	防衛大は唯一の幹部養成機関である.....	42
2	防大の訓練・教育内容.....	43
3	防大と「軍紀」.....	45
4	防衛大の人権侵害の内容.....	46
5	防衛大生アンケート調査の結果.....	47
6	服務規律違反と懲戒処分の実態（平成19～30年度）.....	49
7	防大生の自傷・自殺未遂者（平成19～30年度）.....	51

8	防大の実態は憲法の人権尊重主義に反する	52
第8	コンバット・ストレスと戦争トラウマ	53
1	世界の軍隊に共通する問題.....	53
2	戦争トラウマとは何か.....	54
3	コンバット・ストレスの定義と歴史	54
4	米軍における現代の海外派遣後の実態	55
5	アメリカ政府の対応.....	56
6	日本はどうか一兵士の命は「鴻毛より軽し」	57
7	戦後日本と同じく再軍備したドイツとの比較	58
第9	現代戦闘の殺傷力と救命救護との著しい格差	60
1	現代戦争の特徴	60
2	自衛隊の救命措置・救護措置の実態	60
第10	自衛官の本質と実態の憲法適合性	63
1	憲法9条の平和主義の意義と内容.....	63
2	自衛隊設立による政府解釈の変遷.....	66
3	憲法9条2項「戦力」と自衛官の人権との関係	68
4	自衛官の人権を守る手続的保障の欠如	70
第11	結語	73

第1 本書面の目的

本書面は、請求原因「第5 自衛官の本質及び自衛隊の違憲性」及び第3準備書面「自衛官と自衛隊員の違い」（2024年10月7日付）の特に第2、6、7項をさらに敷衍するものである。

原告は、上記書面において、自衛隊は国際法上の軍隊＝正規軍であり、そのマンパワーである自衛官（自衛隊法97条1項の「自衛官及び自衛官候補生」のこと。以下同じ）の職務の本質は、武力の行使（自衛隊法3条1項「自衛隊の主たる任務」及び同87条「武器の保有」、88条「防衛出動時の武力行使」。以下同じ）にあり、自らの命を賭けて相手をせん滅＝殺傷する賭命義務にあることを明らかにした。

しかし、それだけでは、兵士（「軍人」という呼称も同じ）である自衛官の職務の内容も実態も分からない。自衛官が、どんな価値原理に基づき、どんな教育を受け、どんな訓練をし、どんな生活をしているのか、さらには国際戦争法の法的地位なども明らかにする必要がある。そこで、本書面では、以下の点を論じる。

第1に、現在の自衛隊が、憲法9条2項が禁ずる「戦力」に該当する違憲の存在になっていることを明らかにする（後記の第3、第10）。

第2に、その不可欠な構成要素である自衛官は、憲法の個人の尊厳と基本的人権の保障（憲法13条）と相容れない違憲の存在であること及びそのリアルな実態を明らかにする（後記の第2、第4乃至第7、第10）。

第3に、戦争や軍隊が、兵士や家族、国民に与える非人間的で破壊的、かつ長期にわたる被害の実態を明らかにし、憲法9条2項と憲法13条を一体のものと解すべきことを明らかにする（後記の第8、第9）。

第4に、このような違憲あるいは違憲が疑われる自衛隊が行なう求人活動に対して、国民が疑問や不安を抱くのは当然であり、それを、各人の同意に基づかず自治体が丸ごと個人情報を提供するというやり方には、目的においても方法においても合理性が認められないことを明らかにする。

第2 兵士はどう語られてきたか

- 1 戦争や軍隊、兵士の本質を表した言葉は数限りなくある。例えば、バートランド・ラッセル（イギリスの哲学者・数学者。アルベルト・アインシュタインと共に、1955年7月核兵器廃絶を訴える「ラッセル・アインシュタイン宣言」を発表。日本初のノーベル賞受賞者である湯川秀樹博士も呼びかけ人の1人）は、次のように言う。

「愛国者というのはいつでも、その祖国のために死ぬことを語る。そしてその国のために人殺しをすることは決して言わない」（「人類に未来はあるか」(110頁。下線は原告代理人)

戦争が殺人であり、殺人が罪悪であることを直視することは、「愛国者」（軍事力を信奉する政治家や軍人など）にとっては都合が悪いことである。従軍して他人を殺害することは、（少なくとも決意のうえでは）自分が死ぬよりも確実なことであり、兵士が携帯する武器は自分ではなく他人に向けるために準備されている（松元雅和「平和とは何か」中公新書67頁）。

- 2 日本では、与謝野晶子（歌人・作家）が、『君死にたもうことなかれ』旅順口包囲軍の中に在る弟を歎きて」（『明星』1904年9月）で次のように謳った。

「ああおとうとよ 君を泣く／君死にたもうことなかれ／末に生まれし君なれば／親のなさはまさりしも／親は刃(やいば)をにぎらせて／人を殺せとおしえしや／人を殺して死ねよとて／二十四までをそだてしや（以下略。下線は原告代理人)

「人を殺して死ね」という言葉が、兵士の本質である「賭命義務」を表している。当時は国民が国のために命を懸けることが当然の時代であり、戦争や兵隊を非難する思想は国賊であると非難された。それに対し、与謝野晶子は「歌（詩）は歌である、誠の心をうたいたい。誠の心をうたわない歌に、何の値打ちがあるのか」と反論した。

- 3 古代ローマの哲学者セネカ（紀元前1年頃～紀元後65年）の次の言葉が知られている。

「私たちは人殺しや個別の殺傷事件は抑止しようとするが、戦争や民族全体の虐殺という名誉ある罪はどうだろうか・・ひそかに殺せば死刑になるような罪も軍司令官の外套をまとった人物が行なえば私たちは称賛する」（倫理書簡集Ⅱ183頁。松元雅和「平和とは何か」中公新書36頁より引用。下線は原告代理人）。

個人が行なう殺人と国家が行なう殺人との非対象性を喝破した言葉である。多くの国民は、普段この非対象性に疑問を向けることがないが、自分や兵士として戦争の現実と直面したときはどうだろうか。

- 4 憲法公布後の1947年8月、政府文部省は副読本「あたらしい憲法のはなし」を刊行し、そこには次の内容が書かれている（甲50）。

「みなさんの中には、こんどの戦争に、おとうさんやいさんを送りだされた人も多いでしょう。ごぶじにおかえりになったのでしょうか。それともとう／＼おかえりにならなかったのでしょうか。また、くうしゅうで、家やうちの人を、なくされた人も多いでしょう。いまやつと戦争はおわりました。二度とこんなおそろしい、かなしい思いをしたくないと思いませんか。

（略）

そこでこんどの憲法では、日本の國が、けっして二度と戦争をしないように、二つのことをきめました。その一つは、**兵隊も軍艦も飛行機も、およそ戦争をするためのものは、いっさいもたない**ということです。これからさき日本には、陸軍も海軍も空軍もないのです。これを戦力の放棄といいます。「放棄」とは「すててしまう」ということです。しかしみなさんは、けっして心ぼそく思うことはありません。日本は正しいことを、ほかの國よりさきに行ったのです。世の中に、正しいことぐらい強いものはありません。」（以下略。下線は原告代理人）

ここには、憲法9条2項の「戦力の不保持」には、賭命義務を負って戦う兵隊＝兵士はもう存在しないこと、兵隊に取られることもその心配もないことが明記されている。これが憲法制定時における紛れもない公権的解釈であり、学校教育で実践されてきたことである。

第3 自衛隊の「軍隊」としての実態

1 今なお自衛隊は軍隊か否かが問題になる奇異さ

自衛官（兵士）の何たるか、賭命義務とは何か、隊員の日々の教育や訓練がいかなるものかを議論するとき、実に奇妙なことに、日本では、自衛隊はそもそも軍隊なのか否か、国際法上の地位はどのようなのかなどの議論が必ず付きまとう。

その理由は、自衛隊が憲法9条2項で禁ずる戦力＝軍隊であるか否かという「出自」の正当性と、その後の「成長」によりもはや明らかに軍隊になっているという実態論が、創設以来一貫して争われてきたからである。

すなわち、自衛隊を合憲だとして政権を担ってきた自由民主党は、「現行憲法の自主的改正をはかり」「国力と国情に相応した自衛軍備を整え」とする立党時（1955年）の「党の政綱」に基づき、一方で自衛隊を軍隊性（military, Army）として強化を図りつつ、他方で合憲解釈の建前から、軍隊としての実態（とりわけ武器や活動範囲、訓練や行動の米軍との一体化）を隠したり過少に見せてきたという経緯がある。

これに対して、憲法9条の規範性を支持してきた国民世論（2025年5月3日の憲法記念日に向けた各メディアの世論調査でも、9条改正の必要性なしが多数である）は、自衛隊は「専守防衛」であるから「本来の軍隊（military, Army）」ではないという政府見解を肯認あるいは援用して、海外派遣や軍事力の拡大、軍事費の増大に歯止めをかける役割を果たしてきた。

しかし、政府は、2015年9月に集団的自衛権行使を含む平和安全法制関連2法（いわゆる新安保法制）を成立させて以降、敵基地攻撃能力の保有と使

用を明記した安保3文書を閣議決定し(2022年12月)、アメリカとの「軍事同盟」の一体的な強化を図り、オーストラリア軍やインド軍、フィリピン軍などとの共同訓練・共同行動を急速に強めている。これらは、自衛隊が、国際政治及び国際法において、他国の軍隊と同じ正真正銘の軍隊であることを前提にしなければ成り立たないことである。

2 日本の世界軍事力ランキング

そこでまず、軍隊としての実力の程度を見てみる。

米グローバル・ファイヤーパワー「世界の軍事力ランキング」によれば、2021年と2022年の日本は5位で(①アメリカ ②ロシア ③中国 ④インド ⑤日本)、イギリスやフランスなど、国連常任理事国、核兵器保有国より上である(甲51の1)。

2023年は8位に後退したが(①アメリカ ②ロシア ④中国 ④インド ⑤イギリス ⑥韓国 ⑦パキスタン ⑧日本 ⑨フランス)、これは急激な円安が主要因である(甲51の2)。

2024年は7位に上昇した。内容的には、軍用機6位(1459機)、戦闘車両29位(518両)、軍艦21位(155隻)、主要港湾数では1位(44港)などとなっている(甲51の3)。

このように、近時、日本の軍事力が高い理由は、兵器や軍事技術のほとんどが米国製で世界最高水準にあり、調達、製造等を容易とする経済力・技術力もある。次項のとおり常備兵員も欧州諸国と較べても多く、今や日本は世界屈指の軍事大国になっている。

3 常備兵員数の日欧米比較

前記の「世界軍事力ランキング」によれば、兵力=自衛官の数は21位(2024年24万7159人)であるが(甲51の3)、英国際戦略研究所

(IISS)「ミリタリー・バランス」2016年版からEU主要国の現役兵力数を抜き出し、自衛隊と米軍の兵力も並べてみると次のとおりである(前田哲男「自衛隊変貌 第1回 米軍と一体化する自衛隊—編制・装備・作戦」『世界』2016年12月号・岩波書店)。

	2015年	陸軍	海軍	空軍	1990年
ドイツ	17万8600	6万450	1万6150	2万8600	47万6300
フランス	20万8950	11万1650	3万6050	4万3600	45万3100
イギリス	15万4700	8万8300	3万2500	3万3900	30万100
イタリア	17万4500	10万2200	3万400	4万1900	36万1400
自衛隊	24万7150	15万1000	4万5500	4万7100	24万6400
アメリカ	138万1250	50万9540	32万6800	16万5150	202万9600

1990年は、東西冷戦が崩壊した時であり、対立国家のパワー(軍事力)が頂点に達していた時である。その後、世界は軍縮に向い、欧州各国は軒並み半分以下に減っている。米軍でさえ3割も減らしている。ところが、日本の自衛隊は、約24万人を維持し続けており、新安保法制成立の2015年には欧州各国を抜き去っている。

4 日本の国家公務員の46%が自衛隊員

防衛省職員(自衛隊員)は26万8000人おり、この数は一般職と特別職を合わせた日本の国家公務員の総数(2024年度)である約59万人の約46%にあたる。その中で、階級を持ち武力を行使する常備兵員を自衛官と言い、その数は24万7159人(同約42%)である。ちなみに、自衛官以外の自衛隊員として、防衛事務官や防衛技官、防衛教官、防衛大生、防医大生、陸上自衛隊高等工科学校生など、2万1000人(同約4%)がいる(以上につき甲52)。

すなわち、現在の日本は、国家公務員のほぼ半分が軍隊であり、これは欧米

各国と比べても高比率となっている。

5 自衛隊の国際法上の地位

2015年4月3日、国会で安倍首相が自衛隊を「わが軍」と呼んで大問題になった。このとき、今井雅人衆院議員が安倍首相に出した質問趣意書の答弁書は次のとおりだった。

「国際法上、軍隊とは、一般的に、武力紛争に際して武力を行使することを任務とする国家の組織」だとした上で、自衛隊について「我が国を防衛することを主たる任務とし憲法第9条の下で許容される『武力の行使』の要件に該当する場合の自衛の措置としての『武力の行使』を行う組織であることから、国際法上、一般的には、軍隊として取り扱われるものと考えられる。」(甲15。

下線は原告代理人)

これは、要するに、自衛隊が国際法上の正規軍であることを認めたものである。そして必然的に、自衛官は「自己と文民たる住民とを区別する義務」(1949年8月12日ジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書44条3)が課される戦闘員であることを認めたものである。

第4 賭命義務を遂行する自衛官の職務

1 自衛官の身分証明書と認識票

- (1) 自衛官は、新入隊員教育を終えて部隊に配置されるとき、身分証明書が交付される。表には、大きな顔写真に加えて、氏名(NAME)、階級(RANK)、認識番号(SERIAL No.)が記載されており、裏には、生年月日 (DATE OF BIRTH)、血液型 (BLOOD TYPE)、身長 (HEIGHT)、体重 (WEIGHT)、眼色 (COLOR OF EYES)、頭髪色 (COLOR OF HAIR)、自署 (SIGNATURE OF BEARER)、右母指 (RIGHT THUMB)、左母指 (LEFT THUMB) が記載されており、ICチップが内蔵されている。これは常時携帯することになる (甲53)。

- (2) 身分証明書とは別に、ステンレス・スチール製で、5cm×2.8cmの鋼板を2枚1組にしてチェーンで首から下げる認識票が交付される。これには、すべて英語で、名前、認識番号、国名、隊種（陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊の別）、血液型（Rh血液型の陽性／陰性を+/-で記載）が記載されている（甲54）。

兵士が身に着け、死亡時の個人識別に使用するもので、戦地で死亡した兵士は顔や身体が判らないほどになるなど、身元不明のまま埋葬あるいは放置される可能性があるため、この認識票で死亡者の身元確認を容易にするためのものである。

- (3) 身分証明書と認識票に付されている認識番号は、すべての自衛官につけられる一連の番号で、その隊員固有の番号となる。その補給管理は、物品管理区分における「需品器材の雑品のその他（Q09）」によるとされる（甲55）。これは、戦車や小銃などと同じく、隊員が自衛隊という戦争を遂行する機械の部品になったことを示す番号である（林茂夫『高校生と自衛隊』187頁。高文研）。

認識票は、第一次世界大戦中から世界各国の軍隊が採用し、旧日本軍も陸軍が採用していた。しかし、敗戦による解体と憲法9条2項により、自衛隊創設後も「自衛隊は軍隊ではない」という理由で採用されておらず、海空自衛隊の墜落事故の際の身元確認策として航空機搭乗員に適用されるだけだった。しかし、1986年から、陸上自衛隊員にも作製と着用がされるようになったという（同書188頁）。

上記のような認識票は、当然ながら一般職公務員にはない。自衛官の職務が、賭命義務の遂行にある所以である。

2 「賭命義務」と精神教育＝死生観の確立

- (1) 自衛官の賭命義務は、現場でどう具体的に行なわれているか。

陸上自衛隊北部方面隊は、2010年から、隊員3万8000人に対して「家族への手紙」という名の遺書を書かせ、各部隊で管理させていた（しんぶん赤旗2015年4月9日付／甲56）。これに疑問を感じた隊員が、2015年1月に遺書を取り戻したうえで、司令官に根拠を問い質した。すると司令官は書面で次のように回答した。

「物心両面の準備をより具体化したものであり（略）長期の任務に急きょ就くことに備え（略）、あらかじめ本人の意思を整理しておくことにより、個人の即応性を向上させるもの」で、「単に自己の死亡のみに準備する遺書とは全く別物」である（下線は原告代理人）。

そして、返還したのは、「貴殿が病気休職中であり（略）、任務に参加する可能性がないことを踏まえ（略）貴殿自身による保管」としたと説明した（甲57）。裏を返せば、任務に就けない特殊事情がない限り、遺書は部隊が保管し本人に持たせるものでないことを意味する（北海道新聞2018年8月16日付朝刊／甲58）。

これは、「殉死（戦死）」の覚悟への証文にほかならず、実際、当時の北部方面総監・千葉徳次郎陸将は、隊員が遺書を書くことは「命を賭す職務につく軍人としての矜持である」と訓示していた（甲56の記事中）。

- (2) 陸上自衛隊の「有事の訓練」を特集した冊子『航空安全情報』2013年10月号には、茨城県土浦市の武器学校における教育について「死生観の確立（精神教育）」というタイトルで次の記述があった。

「陸上自衛隊武器学校内にある『雄翔館』及び部外に隣接した『予科練記念館』を研修させた後、遺書を作成させて各自の更衣ロッカーに貼り付けさせることにより有事に臨む心構えを確立させております。」（32頁／甲59。下線は原告代理人）

茨城県土浦市にあった海軍航空隊は、1930年から1945年まで、海軍航空生養成の中核的役割を果たした。敗戦近くには、人間魚雷回天・水上特攻

艇震洋・人間機雷伏竜等の、航空機以外の特攻兵器に回された者もいた。予科練習生(14～17歳)は、全国で約24万人が教育を受け、1万8564人が戦死している。

予科練記念館には、遺書・遺品等が展示されており、『雄翔館』が建つ雄翔園には予科練之碑・歌碑等があり、国難に殉じた若人達の威徳を伝える歴史記念館とされている。「威徳」とは「侵しがたい威と人に尊敬される様な徳」を意味し、日本国憲法の理念(平和主義、個人の尊厳と平等)に反する、戦死の美化である。

3 賭命義務を重罰で強制

自由民主党は、2012年4月、憲法9条を改正して国防軍を保有し、軍法会議の創設や刑事罰の抜本的引上げなどを主張する「日本国憲法改正草案」を発表した。このとき、当時の石破茂自民党幹事長(現首相)は、自衛官の賭命義務について次のように話し、社会に衝撃を与えた(東京新聞2013年7月15日付け「平和憲法に真っ向背反」の見出し記事と掲載したブログ/甲60)。

「これは国家の独立の為だ、出動せよ」と言われた時に、いや行くと死ぬかも知れないし、行きたくないという人がいないという保証はどこにもない。だから国防軍になったらそれに従えと。それに従わなければその国にある最高刑が死刑であるなら死刑。無期懲役なら無期懲役。懲役300年なら懲役300年。そんな目に逢うなら出動しようかと。人を信じないのか、と言われるけど、やっぱり人間性の本質から目を背けちゃいけない。」

現行自衛隊法が定める服務規律違反の刑事罰の最高刑は懲役7年で窃盗罪より軽い。これは、自衛隊は軍隊でないという「出自」に由来するものだが、石破氏はそれでは戦える軍隊でないと訴えていた。逆に言えば、このような自衛隊の制約が、本格的な海外派兵や米軍・米兵との一体化を押し止めてきたと言うこと

ができる。

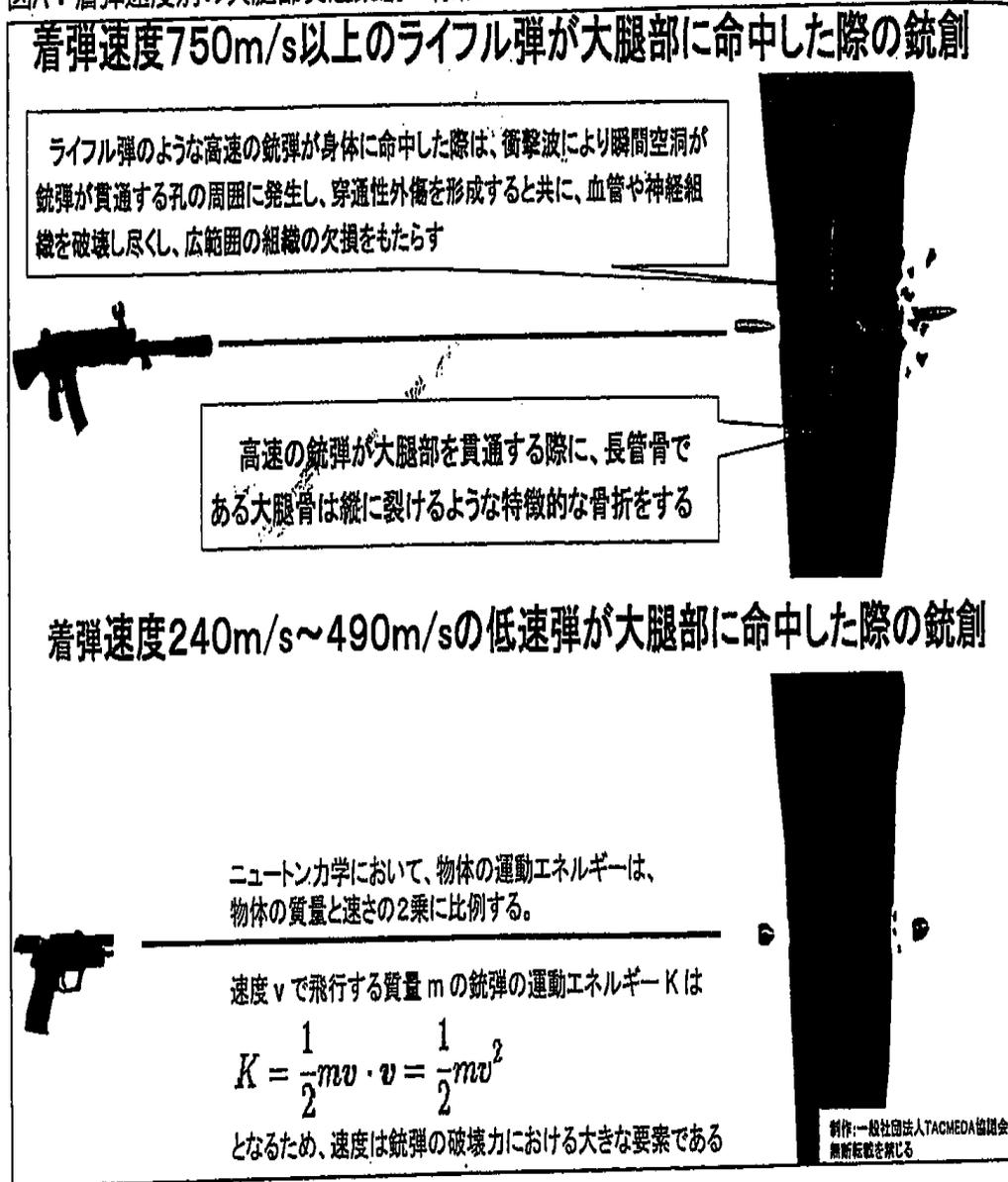
4 銃による殺傷のリアルーピストルとの違い

賭命義務をかけて武力を行使するといえば銃、銃といえば兵士である。現在自衛隊が使用しているのは、89式5.56ミリ小銃（通称「89式」）であるが、2020年からは20式5.56ミリ小銃（通称「20式」）が陸上自衛隊に正式採用され、いま配備が進められ、教育・訓練が始まっている。

この5.56ミリ小銃弾は、身体への侵入直後に破壊力が最大になり、容易に破片化することにより、一発の銃弾で複数箇所の穿通(セツウ)性外傷をもたらす。2010年以降には、一発の銃弾で戦闘力を確実に奪うため、骨盤付近を狙うようになった。骨盤に命中できれば直ちに歩行困難になり戦闘力を奪うことができるうえ、止血困難であるため戦死になりやすい。

弾が身体（大腿部）に命中した時、小銃とピストルの銃創を比較したのが図A（49頁）である。

図A：着弾速度別の大腿部貫通銃創の様相



警察が使うピストルは、犯人確保・正当防衛の際に個人の判断で使う必要最小限の「武器使用」であり、弾は命中すると身体を貫通する。

しかし、軍隊が使う小銃は、相手をせん滅（殺傷）する組織的な「武力行使」として使う武器であり、破壊力がまるで違う。「衝撃波により、瞬間空洞が銃弾が貫通する孔の周囲に発生し、穿通性外傷を形成すると共に、血管や神経組織を破壊し尽くし、広範囲の組織の欠損をもたらす」「高速の銃弾が大腿部を貫通す

る際に、長管骨である大腿骨は縦に裂けるような特徴的な骨折をする」とされる。

すなわち、血管や神経・骨などの組織を、数～十cmの範囲で破壊して相手に致命傷を与えるのであり、ピストルの弾が“貫通する”のに対して、小銃は“手足を骨肉ごと吹き飛ばす”というイメージである（以上につき、照井資規『軍事研究』2016年8月号48頁以下／甲61）。

2023年6月14日、岐阜市にある陸上自衛隊日野基本射撃場で、守山駐屯地に勤務する上官らが銃撃されて死傷（2人死亡、1人重傷）する事件が発生したが、加害者は訓練中の新入隊員（当時18歳）だった。小銃自体の殺傷力の大きさを物語るものである。

自衛官は、この小銃を扱うスキルを上げる訓練を日々行なっている。

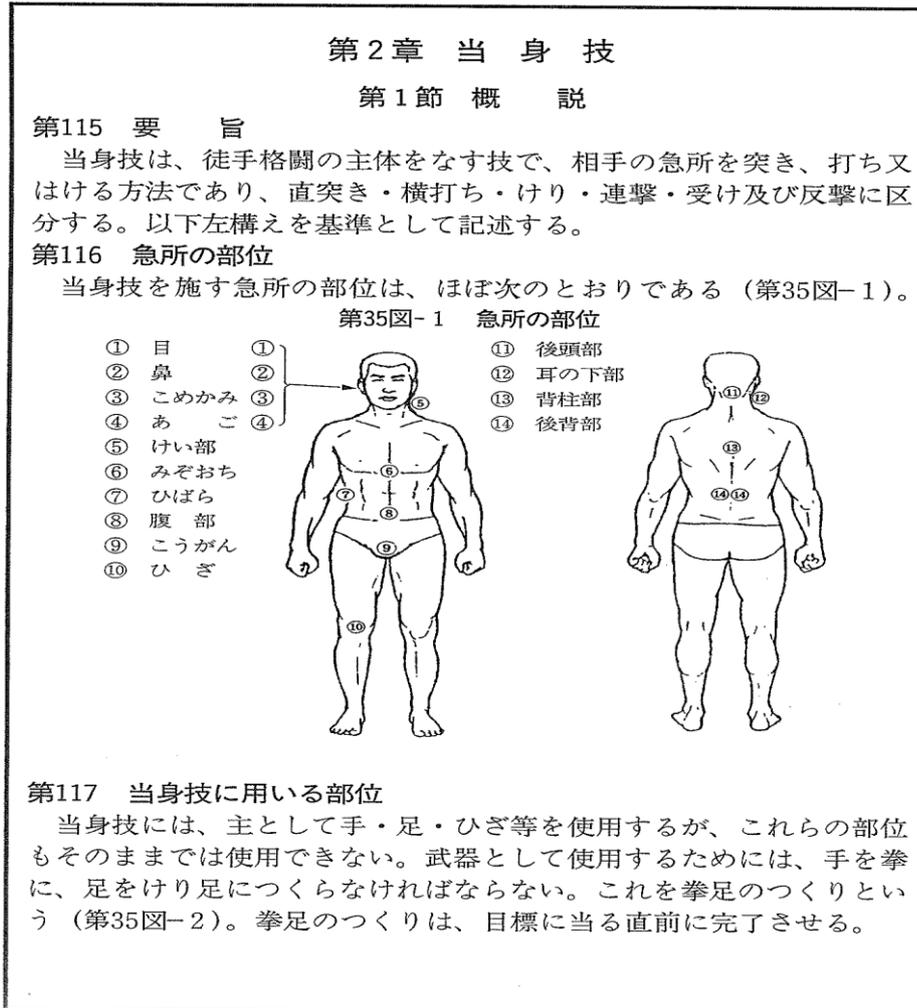
5 素手(当身技)による殺傷訓練

- (1) 自衛隊員は、素手で相手の急所を狙い一撃で倒す訓練をしている。これを、当身技（あてみわざ）あるいは徒手格闘という。現在は「新格闘」の内容をなしている。実践さながらにやれば負傷者が出るのは必然であるが、急所を外した訓練では意味がないことになる。

新入隊員必携には、「格闘一般の心構え」として「格闘に当たっては、攻撃の方向・部位又は手段などを冷静かつ瞬時に判断し、おう盛な闘志をもって、初動よく敵の死命を制しなければならぬ」（517頁）「当身技には、主として手・足・ひざ等を使用するが、これらの部位もそのままでは使用できない。武器として使用するためには、手を拳に、足をけり足に作らなければならない。これを拳足のつくりという。拳足のつくりは、目標に当る直前に完了させる。」（536頁）とされる（甲62の1。下線は原告代理人）。

当身技は、銃と並ぶ殺傷訓練の柱であり、自衛隊員は、この訓練を日々行なっている。

【図B】



(2) 素手で殺傷する訓練であるから、訓練や競技中の事故が多発するのは必然である。

徒手格闘訓練死国賠訴訟（2013年3月29日札幌地裁判決。原告勝訴確定）において、徒手格闘の訓練や試合による負傷の実態が、情報公開請求や裁判手続によって明らかにされた。

ア 航空自衛隊

2011（平成23）年7月1日に監察官が発表した「航空自衛隊安全の日 地上安全教育」（甲62の2）によると、2000（平成12）年度から2010（平成22）年度までの地上事故発生状況の集計によると、毎年

300件前後の事故発生報告がある。そのうち、「業務事故」が2000（平成12）年度から2005（平成17）年度までは23～43件で推移していたが、2006（平成18）年度に55件と急増し、2010（平成22）年度には100件に達している。

そして、次のように分析されている（下線は原告代理人）。

○ 業務事故が大幅に増加（徒手格闘21年度：12件→22年度：54件）」

○ 徒手格闘に係る事故が54件発生（全体の半分）

○ 試合及び試合教習における事故が30件

（ほとんどが強化訓練中）

航空自衛隊で発生した「業務事故」全体の、実に半分以上が徒手格闘訓練によるものだった。その背景には、2004年から2008年まで自衛隊のイラク派兵が行なわれ、この頃から実践的な格闘訓練が強化されたからである。自衛隊イラク派兵差止訴訟名古屋高裁2008年4月17日判決（判時2056-74）は、航空自衛隊のイラクでの活動を憲法9条違反と判断したものだ。

イ 陸上自衛隊

陸上自衛隊は、海自、海自と同様に監察が実施されており、監察結果が存在するはずだが、開示文書に無かった。その代わりに、「徒手格闘訓練事故内訳」一覧表（甲63の1乃至9）が開示された。

これによると、平成10年度から平成14年度までは、4件、7件、8件、6件、11件と、5年間で合計36件だった（甲63の1）。

ところが、イラク戦争が始まり、海外派兵が始まった2003（平成15）年に31件（甲63の2。「銃剣道等」の欄）に急増し、以後（甲63の3乃至63の9）、次のように急増している。

年度 (平成)	アキ レス 腱断 裂	靱帯 損傷	半月 板損 傷	足の 骨折	頭・ 首の 骨折	体の 骨折	手の 骨折	死亡	その 他	合計
16	7	10	2	9	1	3	1	1	6	39
17	13	35	6	12	2	14	23		18	123
18	16	3	4	29	1	9	1	1	25	104
19	14	13		11	1	5	12		31	87
20	2	1	1	2		1	5		7	22
21	3	7	3	9	2	12	20		39	97
22	1	12		9	1	1	8		20	55
合計										527

上記を集計すると、平成16年度から平成22年度に全国の陸上自衛隊で徒手格闘を中心とする訓練や試合中の「業務上の負傷事故」が、合計527件あり、うち266件、約50%が骨折を伴う重傷だったことが分かる。

ウ 海上自衛隊

海上自衛隊も、海上幕僚監部監察官の報告書を開示したが、平成20年度以外の年度の情報を開示しなかった。その理由は、平成20年9月広島県江田島市にある海上自衛隊の特殊部隊「特別警備隊」で、男性3等海曹（当時25歳）が15名を相手に徒手格闘させられ死亡した事件が裁判になっていたため（朝日新聞2010年3月16日夕刊／甲63の10）、事故前の徒手格闘訓練による事故発生状況が詳らかになれば、事故発生の予見可能性・回避可能性について裁判で不利になると考えたからだと推察された。

エ 小括

以上のとおり、自衛隊内での業務事故は、殺傷の訓練や試合によるものが圧倒的に多く、しかも、重傷だったり、後遺障害が残るものが少なくない。こういう自衛隊の他とは比べ物にならない危険性と負傷の多さについて、政府は国民に公表していないし、求人にあたって未成年者や保護者、学校に説明することもしていない。社会的な知識も経験もまだない未成年者に、自衛隊が直接コンタクトをとることに対し、保護者や教師らに違和感や拒絶感を強い理由の1つがここにある。

(3) 事故発生後の対応の実態

では、徒手格闘訓練による事故が発生した後に、再発防止、治療、復職はどうなっているか。図Cは、前記裁判になった事件が発生した2006（平成18）年の1年間に、被害者が所属した札幌市内の真駒内駐屯地で発生した徒手格闘訓練による負傷と治療の一覧表である（甲63の11）。

1つの基地にすぎないのに、1年間に28件もあり、骨折や靭帯断裂が9件、首関節損傷が4件など致死に至りかねない重大事故が多い。

さらには、

- ① 重傷なのに治療期間が、一般市民の治療と較べて短いこと（1～2か月が多い）
- ② 公務災害の認定がほとんどされていないこと（右端欄）
- ③ 死亡事故や重傷事故が発生しても、労働災害のように（労基署が入り）業務の中断と原因調査、防止措置の実施などが行なわれることなく、休まずに遂行していることである（死亡事故があった11月も中断することなく13件の事故が集中）。

【図C】

真駒内基地における徒手格闘に伴う傷病者(H18. 1~12. 31)

発生年月	所属部隊	階級	年齢	傷病名	発生状況	治療期間	公務認定の有無
18.01	11施設大隊	士長	25	足関節靭帯損傷	錬成訓練中	1ヶ月	無
18.07	11特科連隊5大10中	2曹	31	左肩左肩関節唇損傷	試合形式	3ヶ月	有
18.07	11施設大隊	2尉	27	背筋痛	錬成訓練中	1ヶ月	無
18.09	11特科連隊2大本管	1曹	44	左足親指中骨骨折	第4教習	2ヶ月	無
18.10	11戦車大隊3中	士長	23	腰痛	試合形式	1ヶ月	無
18.10	11施設大隊	3曹	33	顎部損傷	錬成訓練中	1ヶ月	無
18.10	11施設大隊	士長	26	膝関節損傷	錬成訓練中	1ヶ月	無
18.11	18普連2中	士長	29	左手根骨骨折	試合形式	2ヶ月	無
18.11	18普連3中	2士	26	右手甲骨骨折	第3教習	2ヶ月	
18.11	11後方支援連隊補給隊	3曹	27	軽度の捻挫	第3教習	3日間	無
18.11	11後方支援連隊衛生隊	3曹	27	左肋骨疲労骨折	試合形式	1ヶ月	無
18.11	11後方支援連隊衛生隊	1士	18	右下顎部炎症	試合形式	1週間	無
18.11	11後方支援連隊輸送隊	士長	19	急性硬膜下血腫(死亡)	約束訓練	2日	有
18.11	11戦車大隊本管中	2曹	33	左膝内側打撲	試合形式	1ヶ月	無
18.11	11戦車大隊本管中	3曹	26	右肘捻挫	試合形式	1ヶ月	無
18.11	11戦車大隊3中	士長	23	右大腿部打撲	試合形式	1ヶ月	無
18.11	11施設大隊	士長	19	膝関節損傷	錬成訓練中	1ヶ月	無
18.11	11施設大隊	士長	26	首関節損傷	錬成訓練中	1ヶ月	無
18.11	11施設大隊	2曹	37	首関節損傷	錬成訓練中	1ヶ月	無
18.11	11施設大隊	3曹	33	首関節損傷	錬成訓練中	1ヶ月	無
18.12	18普連本管中	1曹	36	右第5中手骨骨折	第3教習	3ヶ月	無
18.12	18普連本管中	3曹	31	右前十字靭帯損傷	連隊競技会	4ヶ月	
18.12	18普連1中	1曹	39	右第1趾骨折	連隊競技会	3ヶ月	無
18.12	18普連重迫中	2士	19	右第1指骨折	第3教習	3ヶ月	有
18.12	11特科連隊2大本管	3曹	33	右膝十字靭帯断裂	練習中	8ヶ月	有
18.12	11高射大隊1中	3曹	31	右足首外側靭帯損傷	第3教習	1ヶ月	無
18.12	方面衛生隊101野病隊	士長	24	右足関節外踝骨折	試合練習	2ヶ月	
18.12	方面衛生隊301救急車隊	3曹	24	左足関節捻挫	徒格集合訓練	2ヶ月	無

6 軍紀に基づく自衛官の労働と生活

(1) 軍紀の目的

自衛隊は、上命下服の絶対的な規律の下で勤務生活を送る。軍隊の規律は、軍紀と呼ばれ、「サービスハンドブック（幹部隊員用・サービス参考資料）」は、次のように説明する（甲6 4。下線は原告代理人）。

「自衛隊はその規律の基礎を戦闘におく。戦闘の目的は、敵に勝ち味方を守ることにある。従って規律は最も厳正であることを要し、非常危急の際にこそ役立つものでなければならぬ。厳正な規律によってのみ、部隊はその行動において正しく、速く、強く、ことに臨んで確実に目的を達することができる。規律は部隊の生命である。」（9頁）。

「自衛隊の規律の特性で一番重要な点は、規律の基礎が戦闘にあるということである。戦闘の規律から発して、すべて平時の規律が作られていることが、一般の社会の規律とは異なっている。」（13頁）。

こうして、「自覚に基づく積極的な服従の習性を育成する」（6頁）という。

(2) 自衛官の「サービス態勢」

ア 自衛隊法は、自衛隊員の24時間即応態勢（54条）、指定場所に居住すること（55条）に続いて、次のような包括的な義務を定めている。

① 隊員は、法令に従い、誠実にその職務を遂行するものとし、職務上の危険若しくは責任を回避し、又は上官の許可を受けずに職務を離れてはならない（第56条。職務遂行の義務）。

② 隊員は、その職務の遂行に当つては、上官の職務上の命令に忠実に従わなければならない（第57条。上官の命令に服従する義務）。

さらに、基地内生活者に対して、整理整頓の保持（空自基地サービス規則9条3項、15条／甲6 5。陸自・海自も同様）、迷惑言動の禁止（同10条2項）、点呼（同12条）など、民間労働者や一般職公務員の職業生活では考えられ

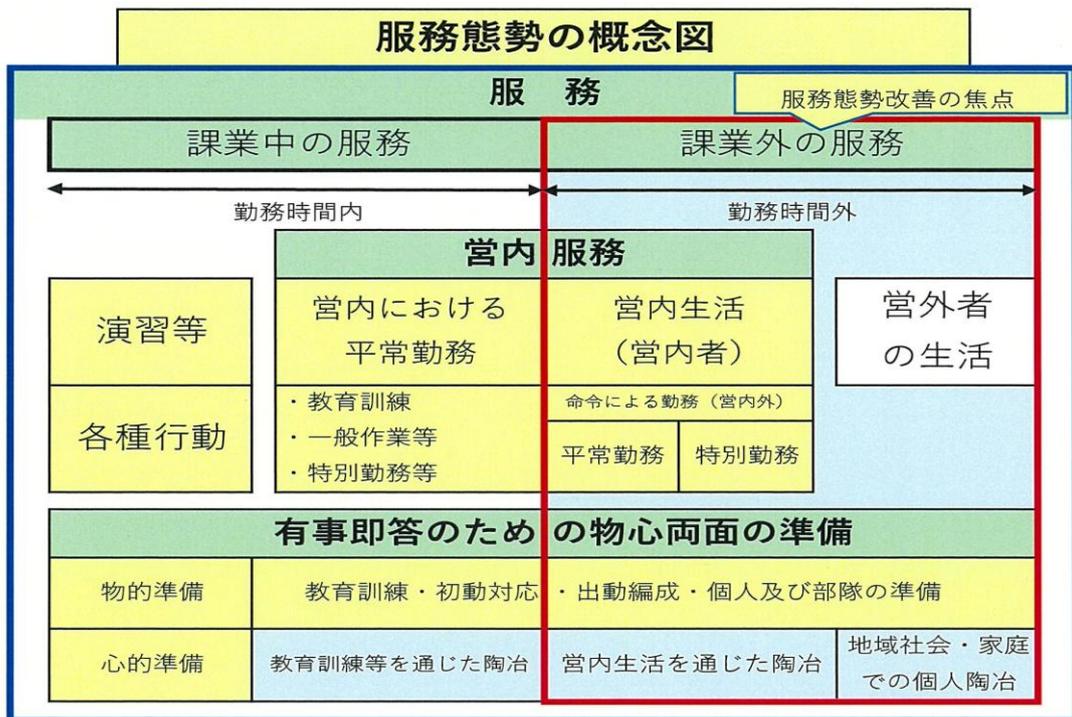
ない事項まで法（規則）で定められ、違反するとサービス規律違反となる。

上官の命令に従わないときや、反抗的態度が認められると、「反抗不服従」という規律違反＝懲戒処分の対象となる（後述）。

イ 自衛隊は、「サービス」と「サービス態勢」を区別する。「サービス」は、「自衛官としての勤務及び生活を含んだ包括的な概念」であるのに対して、「サービス態勢」は、「課業時間外の営内外の生活の在り方」に焦点を当てたものである（「新たなサービス態勢」2頁の図1「サービス態勢の概念図」及び14頁の図2「課業外における営内生活のイメージ」／甲66。下記の図1と2は、印刷が不鮮明だったため、書き直したものである）。

図Dのとおり、「サービス」は、1日24時間、全生活を対象にするもので、これを「課業中のサービス」と「課業外のサービス」に区別する。従って、民間企業や一般公務員のような「所定内労働時間」（拘束時間）と「所定外労働時間」（自由時間）という区別はない。

【図D】



【図E】

図2

課業外における営内生活のイメージ

	17:00	X 時	部隊長所定	22:40	23:00	24:00	6:00	8:00
		外出開始	就寝時間	日夕点呼		陸曹帰隊		
陸曹	・ 指揮官等による 教育訓練等による サービス指導	・ 営内出の休業 ・ 個人の生活(余暇) ・ 外出 営内待機		・ 人員点呼 営内班長 班付		指導 就寝	・ 起床 ・ 点呼 ・ 朝食 ・ 訓練等準備	
陸士		・ 営内出の休業 ・ 個人の生活(余暇) ・ 外出 営内待機	指導 ・ 身上(心情)把握 ・ 躰指導 ・ 人員点呼					
1任期の陸士 (基礎服務)		・ 営内出の休業 ・ 個人の生活(余暇) ・ 外出 営内待機	指導 ・ 身上(心情)把握 ・ 躰指導 ・ 翌日の課業準備 ・ 人員点呼					
他律的・自立的な時間帯	他律的	自律的		他律的			他律的	

凡例 :他律的 :自律的

そして、課業の内外を問わず、「有事即応のための物心両面の準備」「教育訓練・初動対応・出勤編成・個人及び部隊の準備」が求められ、全時間が部隊(上官)の指導管理下にある。

また、「課業外」も、「自律的時間」と「他律的時間」があり(図Eの最下欄)、特に、営内(基地内)生活者に対しては、就寝前の「他律的時間」において身上(心情)把握、躰指導、翌日の家業準備などが行なわれる

ウ サービス態勢における指導の内容は、「自衛官としての資質の涵養」(自衛官として必要な徳操の養成、特に規律心の養成、公德心の養成、団結、規律の維持、士気の効用→部隊活動の基礎の確立)と、「明朗な生活環境の確立」(愛

情に富み、明朗な生活環境の確立)にあるとされる。

ウ そして、以下のように「放任主義の排除」が強調されている(4頁。下線は原告代理人)。

「団結・規律・士気の観点から、訓練等あらゆる機会での陶冶を継続しつつも、指導者が服務指導をしない風潮が生じた原因と考えられる要因(①あらゆる機会での陶冶は指導すべき時期を曖昧にした、②自主自律を指導しなくてもよいと取り違えた、③課外の無用な拘束感の排除は課外の指導が適切でないとの思い違いを生じた)を考慮して、これらを是正するため放任主義を排除し、指導者がその責任を理解し、服務指導の徹底に努めるべきことを認識させるとともに、十分に指導できる服務環境を構築する。」

(3) 一般社会との違い

以上は、一般市民社会の常識からかけ離れた特異なものである。

第1に、役所でも企業でも公私の区別があり、職場では業務命令に従って仕事をするが終業時間を過ぎれば自由な時間である。ところが、自衛官はこの区別が曖昧で、プライベートな時間も上官や上司が状況を把握し、服務指導が行なわれ、部下はそれを受け入れなければならないことである。

第2に、指導教育の内容が、知識やスキルといった客観的な内容ではなく、「徳操の養成」「規律心の養成」「公德心の養成」「士気の高揚」「明朗な生活環境」という、主観的な価値観や心情に踏み込むもので、隊員のプライバシーや内心の自由、心情と衝突しかねないことである。

第3に、集団生活、連帯責任を強調していることである。高校卒業で入隊する隊員が多い中、成人し社会人になっていく過程の全てが営内にあることを、自衛隊は「寝屋子(ねやこ)」に例え、「若者は両親とともに寝屋親にも躰(しつ)けられながら、社会の一員になっていきます」「こうした生活の中から相互に思いやり、助け合う絆が生まれる」とする(「新たな服務態勢(隊員用参考資料)」11頁/甲67。なお、「寝屋子」については三重県鳥羽市のホーム

ページを参照／甲68)。

このような組織観や人間観は、現在の日本では前近代的な特異なものであり、憲法の法治主義・個人主義に基づく公務員関係に反するものである。

7 服務指導における「躰」

- (1) 自衛隊では、服務指導と並んで「躰」(しつけ) という概念があり、陸士に対して「躰指導」が行なわれる(前述した図2に記載あり)。

航空自衛隊が新入隊員教育(平成16年入隊者。浜松基地)で配布した「躰(しつけ)」(甲69)によれば、「2 自衛隊における「しつけ」の地位」(1頁)で、躰には2つの側面があると説明している(下線は原告代理人)。

- ・ 自衛隊員は自衛隊の使命に鑑み、一般の市民に比べ精神要素の涵養が必要であることは多言を要せぬところである。即ち、隊員個人はより高い徳操を身につけた存在でなければならない。形から入る「しつけ」が習い性となる時、個人の徳操を形成する。
- ・ 「しつけ」教育の過程を心理的にみるならば個人の勝手気ままな心のコントロールと見ることが出来る。安きに流れる我が儘な心を抑え理性の指向する任務に邁進せねばならぬ自衛隊精神涵養の主要手段は「しつけ」教育に存すると言っても過言ではないだろう。列国軍隊が内務を重視する所以である。

- (2) 以上の意義に基づいて、職務上から私生活に至るまで、形から入る「しつけ」の内容が第2章以下と、「職場での『躰(マナー)』」(甲70)に、驚くほどこと細かに定められている。

後者の3頁「寸言 わが国の美風」には、「しつけ」の所以について次のように書いてあり、思想的な源が分かる。(下線は原告代理人)。

「今の若者は社会常識にうとく、礼儀作法をわきまえないと言う批判を聞く。これは何も若者に限ったことでなく、日本の社会全般にわたって共通の問題である。かつて東洋の君主国と言われたわが国は、太平洋戦争後封建制度の

否定とともに古来の美風も崩壊して、それに変わるべき新しい規律は誤れる自由主義の名目の下にいまだに固定化していない。

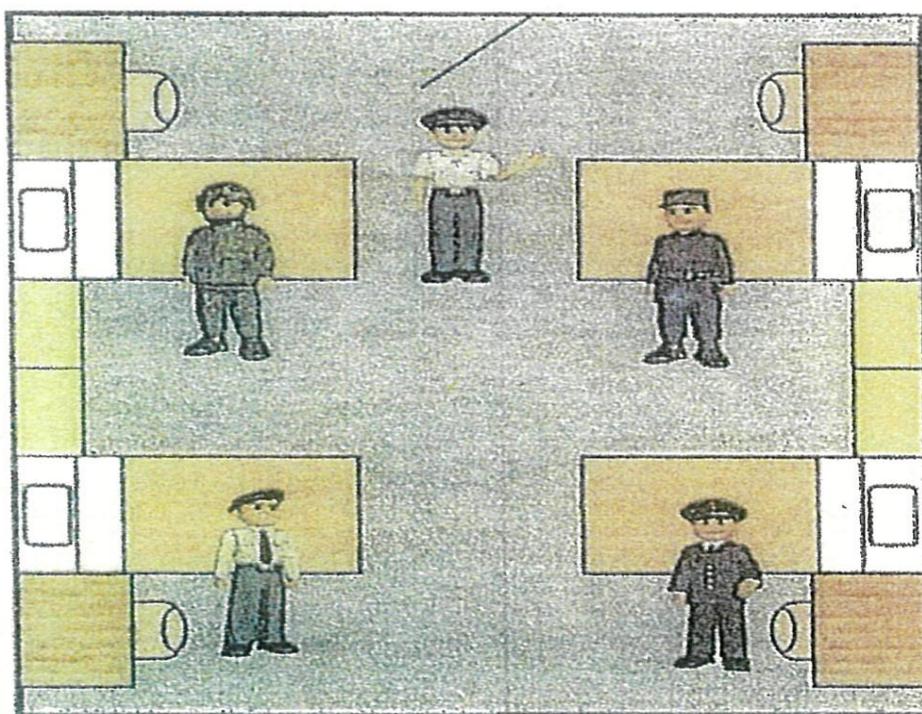
「昔の日本人には、環境や階級の差こそあれ厳しい礼儀作法のしきたりがあり、社会の秩序を保ち、人間関係を円滑にする上で重要な役割を果たしていた。」

- (3) こうして、自衛隊では、営内生活者に対して、課業の内外を問わず、さらには課業外の「他律的時間」も含めて、階級が高い男性自衛官から上命下服の服務指導、躰指導が図られるのである。

これに加えて、一般に階級が低い女性自衛官は、閉鎖的でストレスフルな職場環境・生活環境に置かれるだけでなく、圧倒的多数を占める男性隊員からの性的関心の対象となる。その結果、性暴力、セクハラ、プライバシー侵害などに遭遇し、苦しめられる状況に置かれる。

8 営内生活の実態

図3



- (1) 営内生活は相部屋である（甲6 7・8頁「居室について」の絵を参照）。2～4人が一般的である。部屋長が決められ、部屋の生活においても上命下服、先輩後輩の人間関係がつけられる。
- (2) 隣のベッドとの距離は2メートルもない。かつては、ロッカーやハンガーラック等を使用してお互いのスペースを区分けして、少しでも同室者に見られないプライベート空間を作る工夫をしていたが、2015（平成27）年頃からは、自殺防止などを理由にベッドの間に「壁」を作ることが禁じられ、暖簾やタペストリーで見えなくすることすら禁じられている。

その結果、居室入口のドアを開けた瞬間、部屋の内部が一望でき、お互いに何をしているか全て丸見えの状態である。同室の者同士も、必ずしも親密になれるわけでない。うわさ話をされたり、好奇の目で見られたり、無視されたり、騒音を立てられると、精神が休まる間もなくなる。

- (3) 相部屋なので、居室で携帯電話を架けることは禁止されている。部屋の外に出なければならず、廊下などでは、いつ、どこで、誰に聞かれるかも知れず、親や友人に相談したり、セクハラ相談窓口や弁護士に相談することも簡単なことではない。

課業内の仕事が終わって午後6時に居室に戻っても、公共場所の清掃、自身の身辺整理（作業服のプレスや靴磨きなど）、風呂、洗濯を全て終わらせて、夜の点呼集合に行かねばならないので、本当にプライベートな時間は僅かである。

そのため、自由時間を確保して外出できるのは大きな楽しみであり、とりわけ若い隊員たちが、基地外に出て行って食事をしたり、遊んだり、ドライブしたりと、気ままな時間を過ごすのには、そういう背景がある。

- (3) 営内生活者は、保有申請すれば営内の自室でパソコン使用もできるが、情報流出や事故防止という理由から毎月点検があり、そのときには中身を見せなければならない。

第5 自衛隊における暴力・パワハラ等

1 2020(令和2)年1月31日付け人事教育局長通達

防衛省は、自衛隊内で暴行・傷害やパワー・ハラスメント（以下「パワハラ」という）が多発し、部隊の正常な運営に支障をきたすとともに、広くメディアに報道されて国民の厳しい批判を受けたことから、2020（令和2）年1月31日、人事教育局長通達（防人第1168号。甲71）で、懲戒処分の量定を引き上げて抑止を図った。

それは、自衛隊内で発生している暴行・傷害やパワハラ行為を類型化して、「違反態様」と「適用基準」を明確化したものであるが、かえって、市民社会の常識からかけ離れた人権侵害が日常風景になっている自衛隊内の暴行・傷害等のカタログを示すものになっている。

2 ハラスメント(パワー・ハラスメント)

凶器を用いた場合とか、被害者が自殺（未遂を含む）した場合ということが類型化されていること自体に驚かされる。また、平手打ちなどの暴行や精神疾患を発症させた等の場合が、「軽微な場合」で処分基準が「1月未満の停職」という軽さに驚かされる。

違反態様	適用基準
極めて重大な場合	① 刃物又はこれに相当する凶器（以下「刃物等」という。）を用いた場合 ② 被害者の自殺（未遂を含む。）の主たる原因となった場合 ③ 侮辱的な虐待行為を伴う暴行を加えた場合 ④ 重傷病（負傷若しくは疾病が治り、又はその症状が固定する前における当該負傷又は疾病に係る身体の被害であって、当該負

	<p>傷又は疾病の療養の期間が1カ月以上の傷病をいう。以下「重傷」という。)を負わせた場合</p> <p>⑤ 身体機能等に深刻な後遺障害が残る程度の傷害を負わせた場合</p> <p>⑥ 複数回又は長期間に渡り暴行を加え、傷害を負わせた場合</p>
重大な場合	<p>① 全治1週間以上1カ月未満の傷害又はこれに相当する傷害を負わせた場合</p> <p>② 身体機能等に後遺障害が残る程度の傷害を負わせた場合</p> <p>③ 精神疾患又はこれに相当する症状を発症させた結果、被害者の服する職務の程度に制限が生じた場合</p> <p>④ 複数回又は長期間に渡る暴行を加えた場合</p>
比較的重大な場合	<p>① 全治1週間未満の傷害又はこれに相当する傷害を負わせた場合</p> <p>② 精神疾患又はこれに相当する症状を発症させた結果、被害者の服する職務の程度に一定の制限が生じた場合</p> <p>③ 平手打ち（複数回）、殴打、足蹴り、投げる等の暴行を加えた場合</p>
軽微な場合	<p>① 平手打ち（1回程度）、足を踏みつける等の暴行を加えた場合</p> <p>② 精神疾患又はこれに相当する症状を発症させた場合</p> <p>③ 職場環境を著しく悪化させた結果、公務の運営に支障を生じさせた場合</p>
比較的軽微な場合	<p>① 胸ぐらを掴む、壁に押し付ける等の傷害に至る可能性が極めて低いと認められる暴行を加えた場合</p> <p>② 人間関係からの切り離しに至る主たる原因となった場合</p> <p>③ 日常的に威圧的な言動をすることで職場</p>

	環境を著しく悪化させた場合
極めて軽微な場合	<ul style="list-style-type: none"> ① 過大又は過小な業務の要求をした場合 ② 私的なことに過度に立ち入る等の個の侵害をした場合 ③ 威圧的な言動により職場環境を著しく悪化させた場合 ④ 暴言を伴う指導をした場合 ⑤ 長時間に渡る拘束等の不適切な指導をした場合

3 傷害、暴行又は脅迫

懲戒処分というより、いずれも重大な刑事犯罪であるが、自衛隊ではこういう犯罪行為が珍しくないことを表している。

違反態様		適用基準
傷害	極めて重大な場合	<ul style="list-style-type: none"> ① 刃物等を用いて傷害を負わせた場合 ② 身体機能等に深刻な後遺障害が残る程度の傷害を負わせた場合 ③ 一方的に又は民間人に対し暴行を加え、重傷を負わせた場合 ④ 侮辱的な虐待行為を伴う暴行を加え、傷害を負わせた場合 ⑤ 複数回又は長期間に渡り暴行を加え、傷害を負わせた場合
	重大な場合	<ul style="list-style-type: none"> ① 口論等の喧嘩を契機に暴行を加え、重傷を負わせた場合 ② 一方的に又は民間人に対し暴行を加え、全治1週間以上1カ月未満の傷害又はこれに相当する傷害を負わせた場合

		③ 身体機能等に後遺障害が残る程度の傷害を負わせた場合
	比較的重大な場合	① 口論等の喧嘩を契機に暴行を加え、全治1週間以上1カ月未満の傷害又はこれに相当する傷害を負わせた場合 ② 一方的に又は民間人に対し暴行を加え、全治1週間未満の傷害又はこれに相当する傷害を負わせた場合
	軽微な場合	口論等の喧嘩を契機に暴行を加え、全治1週間未満の傷害又はこれに相当する傷害を負わせた場合
暴行又は脅迫	極めて重大な場合	① 刃物等を用いて暴行を加えた又は脅迫をした場合 ② 侮辱的な虐待行為を伴う暴行を加えた場合 ③ 長期間に渡り複数の手段を用いて執拗に脅迫をした場合
	重大な場合	① 道具（刃物等を除く。）を用いて暴行を加えた場合 ② 一方的に又は民間人に対し平手打ち（複数回）、殴打、足蹴り、投げる等の暴行を加えた場合 ③ 複数回若しくは長期間に渡り暴行を加えた又は脅迫をした場合
	軽微な場合	① 口論等の喧嘩を契機に平手打ち（複数回）、殴打、足蹴り、投げる等の暴行を加えた場合 ② 一方的に又は民間人に対し平手打ち（1回程度）、足を踏みつける等の暴行を加えた場合
	比較的軽微な場合	① 口論等の喧嘩を契機に平手打ち（1回程度）、足を踏みつける等の暴行を加えた場合

		② 一方的に又は民間人に対し胸ぐらを掴む、壁に押し付ける等の暴行を加えた場合
	極めて軽微な場合	① 口論等の喧嘩を契機に胸ぐらを掴む、壁に押し付ける等の傷害に至る可能性が極めて低いと認められる暴行を加えた場合 ② 脅迫の程度が軽微な場合 ③ 被害者に向けられた違法な有形力が身体に作用しなかった場合

4 上官等及び特別勤務者に対する反抗不服従等

自衛官は、上官の上命下服の絶対的な規律の下にあり、軍紀の目的が「自覚に基づく積極的な服従の習性を育成する」ことにあることからくる帰結である。通達は、わざわざ「特に自衛隊は、階級により指導統率が行なわれる組織のため、本違反行為が生起した場合には、その秩序を著しく乱す恐れがあることから、特に厳しい処分基準とされている。」と強調している。

違反態様		適用基準
反抗不服従	極めて重大な場合	反抗不服従をした結果、公務の運営に重大な支障を生じさせた場合
	重大な場合	① 反抗不服従をした結果、公務の運営に支障を生じさせた場合 ② 反抗不服従を繰り返した場合
	軽微な場合	反抗不服従をした場合
傷害	重大な場合	① 刃物等を用いて傷害を負わせた場合 ② 殺意をもって暴行を加え、傷害を負わせた場合 ③ 職務に支障をきたす程度の傷害を負わせ

		た場合 ④ 傷害を負わせた結果、公務の運営に重大な支障を生じさせた場合 ⑤ 侮辱的な虐待行為を加え、傷害を負わせた場合
	軽微な場合	暴行を加え、傷害を負わせた場合
暴行又は脅迫	重大な場合	① 刃物等を用いて暴行を加えた又は脅迫をした場合 ② 殺意をもって暴行を加えた場合 ③ 暴行を加えた又は脅迫をした結果、公務の運営に重大な支障を生じさせた場合 ④ 侮辱的な虐待行為を伴い暴行を加えた場合
	軽微な場合	① 暴行を加えた場合 ② 脅迫をした場合
暴言、名誉毀損又は侮辱	極めて重大な場合	① 暴言を吐き、名誉を害し、又は侮辱をした結果、公務の運営に重大な支障を生じさせた場合 ② 不特定多数の者が容易に閲覧できる状況で、上官等の名誉を著しく害し、又は上官等を著しく侮辱した場合
	重大な場合	① 暴言を吐き、名誉を害し、又は侮辱をした結果、公務の運営に支障を生じさせた場合 ② 公務中の上官等に対し暴言を吐き、名誉を害し、又は侮辱をした場合 ③ 不特定多数の者が容易に閲覧できる状況で、上官等の名誉を害し、又は上官等を侮辱した場合
	軽微な場合	① 暴言を吐いた場合 ② 名誉を害した場合 ③ 侮辱をした場合

5 上記の処分基準

処分量定の基準を定めたのが、2020年1月31日付け防衛大臣通達である（甲72）。これによれば、前記2のパワハラも前記3の傷害も「極めて重大な場合」は「停職6月以上」とされている（暴行又は脅迫は「停職3月以上」である）。

ところが、前記4の、上官等及び特別勤務者に対する反抗不服従等については、反抗不服従の「極めて重大な場合」は免職のみ、傷害の「重大な場合」は免職のみ、暴行又は脅迫の「重大な場合」は免職のみ、暴言、名誉棄損又は侮辱の「極めて重大な場合」は免職のみと、上官に対する反抗不服従に対する処分基準の方が格段に重くされている。

他方で、暴力やパワハラに加害側に立つことが多い上官や上司について、「重傷を負わせた場合」でも、「被害者の態度が反抗的等一定の落ち度が認められるもの」や「週に1～2回程度の通院又は投薬のみで完治する怪我（後遺症が残らないものに限る。）であって、就労が可能なもの」、「思わず感情的になって突発的な1回の平手打ちや1発の殴打を加えたが、それ以上の暴行に至らなかったもの」に対して、免職を免れさせ、6月以上の停職にまで軽減できる（防人服第1170号。甲73）。

こうして絶対的な上命下服の服務規律が貫徹されている。

第6 自衛隊内におけるセクハラ

1 自衛隊におけるセクハラの実態と隠蔽

- (1) 1999（平成11）年4月施行の改正男女雇用機会均等法により、セクハラ防止に向けた事業主の雇用管理上の配慮義務が初めて規定され、積極的な改善措置が盛り込まれた。同年6月には、男女の人権の尊重を定めた男女共同参画社会基本法が制定されている。

当時、民間や官庁を問わず、職場のセクハラの実態について調査が行なわれ

たが、自衛隊についても、1998年に、防衛庁（当時）内の男女職員約2000名（それぞれ約1000名）を対象としてアンケートが実施されている（甲74）。これによると（別添3頁）、

性的関係の強要	18.7%
わざとさわる	59.8%
強姦・暴行（未遂含）	7.4%
性的なからかい・冗談等	64.4%
容姿・年齢・結婚等を話題	58.9%

とあり、女性隊員が性的なからかいを受けたり、わざとさわられる様なことは当たり前とってよい実態である。強姦・暴行（未遂含）7.4%（13人に1人）というのは、巷間の官庁や大企業と比較して考えると、日本一性犯罪の多い組織と言ってもよい。これに性的関係の強要18.7%と合せると、女性の4分の1は性的関係が強要される組織だということになる。

(2) ところが、2007（平成19）年8月に実施した調査では、次のように激減している。

性的関係の強要	3.4%
わざとさわる	20.3%
強姦・暴行（未遂含）	1.5%
性的なからかい・冗談等	23.9%
容姿・年齢・結婚等を話題	29.9%

この調査は、空自女性自衛官セクハラ事件（札幌地方裁判所平成19年（ワ）第1205号。平成22年7月29日判決／甲75）が発生して社会問題となり、国会の追及が行われた直後に実施されたものである。

調査対象は「29歳以下」「30～39歳」、「40～49歳」、「50歳以上」の4段階・各約250名というが、これは1998年調査時の「無作為抽出」とは違っている。なぜならば、「29歳以下」には18歳・19歳の未成年者（当

時) が含まれ、隊員数も被害者数も圧倒的に多い10代・20代を4分の1以下にしているからである。

他方で、「50歳以上」は当時の自衛官の定年は53歳であり、もともと女性隊員の割合は極端に少数であるから、これを「29歳以下」と同数で扱うのは、明らかに恣意的である。

しかも、被害者が女性の場合、加害者は「直接の上司」「直接の上司より高い地位の上司」「その他の上司」が大多数であり(6頁の表)、上官・上司と部下という権力構造と不可分であることが明らかである。

このようなことから、自衛隊の内部からも外部からも、2007年調査は、国会や世論の批判をかわすために、実態を隠蔽するもの(1999年セクハラ防止法制からの改善を仮装)と批判されている。

2 セクハラ防止法制から約10年の自衛隊の実態

1999(平成11)年4月男女雇用機会均等法施行以降、自衛隊は改善ができず、自衛隊内の女性隊員に対する幹部や上司による悪質なセクハラ案件が後を絶たなかった。防衛省が国会に提出した懲戒処分の状況(甲76乃至78)から、次のことが読み取れる。

第1に、触る、抱きつくなどの身体的接触を行使するもの、あるいは、ホテルに連れて行く、食事に誘うなど、部下の女性隊員が断わりにくい状況を利用したものが多くある。

第2に、処分対象者は、甲77と78によれば、皆「幹部」及び「準・曹」で、「士」は一人もいない。これは、幹部や上司が上命下服関係を利用した加害者であり、士官は被害者であるという権力的構造を示している。

第3に、処分結果が非常に軽いことである。甲76では、52件中35件が停職5日以内の「軽処分」であり、最高でも停職30日である。この点で、佐藤文香氏の『軍事組織とジェンダー 自衛隊の女性たち』(慶応義塾大学出版

会)は、公務員や企業における裁判例や懲戒処分例を具体的に挙げて、自衛隊の処分が非常に軽微であるという指摘を実証的に行なっている。

3 五ノ井さん性暴力事件の衝撃—今も変わらぬ体質

(1) 五ノ井さんが告発したセクハラの実態

2022(令和4)年7月、陸自隊員の五ノ井里奈さんが、インターネットで性暴力被害を訴え、第三者機関による調査、「自衛隊内のハラスメント経験のアンケート」を呼びかけ、社会に衝撃を与えた(甲79)。

五ノ井さんが告発した内容の全文は、次のとおりである。

「自衛隊に入隊してからセクハラは日常的に受けていましたが、私が告発を決意したのは、2021年8月3日に起きた性被害でした。訓練場所の宿舎で、先輩の男性隊員3名が、かわるがわる私の首をキメて押し倒し、私の股を広げ、陰部に性器を何度も押し当てるようにして、腰を振ってきたのです。その様子を見ていた男性隊員は他にも十数名いたのにも関わらず、止めてくれる隊員はおらず、笑っている状態でした。」

私の被害申告を受けて、自衛隊の総務・人事課にあたる1課が取り調べをしましたが、目撃していた男性隊員は、誰も証言してくれませんでした。このままではいけないと思った私は、自衛隊内での犯罪捜査を専門とする警務隊に被害届を出し、取り調べをしてもらった結果、強制わいせつ罪で検察庁に書類送検になりました。検察官の取り調べでは、「五ノ井さんの証言は真実なものだと思うけど、20人が見ていない、やっていないと言ったら難しくなってくる」と言われました。そして、2022年5月31日不起訴という結果が出ました。」

(2) 暴力性と犯罪性

五ノ井さんは、2020年4月の入隊時からセクハラを受けていたという。その内容は述べていないが、それが部隊内で問題にされることなく、五ノ井さ

んも問題にできなかつた。それほど自衛隊では日常化しているのである。

五ノ井さんは、同じ性暴力を6月24日に同じ山中の訓練中にテントの中で振るわれており、勇気ある五ノ井さんをして、自衛隊のセクハラを告発するハードルは、それほど高いものだったことが判る。さらに、特別防衛監察では、五ノ井さんだけでなく、別の女性隊員も同じ性暴力が振るわれていたことが報告されている。

アンケート結果を見ても、強制わいせつ、強制性交など、常軌を逸した実力行使が顕著である。ここには、暴力性、犯罪性を見て取ることができる。

(3) 集団性と組織的隠蔽

五ノ井さんへの性暴力は、中隊の山中（北海道矢白別演習場）の訓練中に起き、約50人の隊員が参加していた。五ノ井さんへの性暴力行為を見ていた男性隊員の中に、止める隊員も、後日取り調べて真実を話す隊員もいなかった。

五ノ井さんへの性暴力は、上官や先輩隊員らが、部下の隊員を使った宴会の「余興」「度胸試し」であり、事実、加害隊員3名は刑事裁判の公判で（福島地裁）このように弁明していた。

141名から寄せられたアンケート結果を見ても、宴会などの多数の隊員がいる場面で、公然と行なわれていることがわかる。すなわち、おかしい隊員がたまたまやった「私行上の非行」ではなく、集団的であり、公然と行なわれていることに特徴があり、それ故に隠蔽も組織的に行なわれる。

(4) 自衛隊・防衛省の対応

ア 五ノ井さんは、2022（令和4）年8月31日、記者会見で防衛大臣に対し、第三者機関による調査を要請と共に、「自衛隊内のハラスメント経験のアンケート」を公表し、その抜本的な改善を訴えた。

これに対して、慌てた防衛省・自衛隊は、1週間も経たない9月6日、防衛大臣が、全隊員を対処にした特別防衛監察の実施と有識者会議による対策の検討を発表した（甲80の1）。

イ しかし、特別防衛監察は、全隊員を対象にするとしたが、全隊員を対象に調査するのではなく、任意の申出に限定した。そうすると、加害者の多くは上官や同僚であるから、部下や階級が下の者は、報復や不利益をおそれて申し出を躊躇することになる。

案の定、約26万人超の自衛隊員に対して、申し出は1414件（有効数1325件）、僅か0.6%にすぎなかった（甲80の②）。これでは、原因を分析して処方箋をつくる基礎データにもならず、抑止への宣伝効果にもならなかった。

ウ 特別防衛観察と並行して、ハラスメント防止対策有識者会議を設置して、2023年8月4日まで8回の会議を行ない、7月25日には五ノ井さんと意見交換を実施し、8月18日に「ハラスメント防止対策の抜本的見直しに関する提言」を公表した。

しかし、五ノ井さんの聴取も行ったのは提言発表直前の7月25日であった。深刻な被害実態を真摯に受け止め、その原因を第三者・専門家として調査するところから始めるのではなく、最後にアリバイ的に付け加えるというにすぎなかった。

(5) 米国国務省が五ノ井さんに「国際勇気ある女性賞」

2024（令和6）年3月1日、アメリカ国務省は、五ノ井さんに「国際勇気ある女性賞」を授与し、大統領夫妻、国務大臣夫妻がホワイトハウスに招待して表彰した。

これは、アメリカ政府による日本の政府、自衛隊に対する痛烈な批判であると同時に、日本の女性自衛官が置かれた人権状況について、従軍慰安婦問題など日本の戦時性暴力問題を想起させ、ジェンダーギャップ指数世界146カ国中125位（2024年度）という後進国ぶりを世界に晒すものとなった。

自衛隊の性暴力・セクハラは、改善が進まず、今なお全国で発生し訴訟が提起されている（新聞報道／甲81）。

(6) 小括

以上のように、暴力・パワハラ等と並んで、性暴力やセクハラ、性的関係の強要などが異常に多い職場であることに、未成年者や保護者などの家族、教師らが不安を抱いたり、心配するのは当然といえる。

自衛官は（男性も女性も）、憲法尊重擁護義務を負い（憲法99条）、法令を遵守して業務を遂行すべき公務員であることを考えると、自衛隊の労働環境は憲法13条に反する違憲の状態にあると言わざるをえない。

第7 防衛大学校の実態

本件で原告に郵送されたダイレクトメールは、真っ先に「自衛隊の組織のリーダーとなる防衛大学校学生」を挙げて、勧誘している。そして、被告らは、将来自衛官になることが見込まれているのだから、自衛隊法97条の「自衛官及び自衛官候補生」でなくても、募集対象とすることに問題がないと主張している。

そこで、本項では、防衛大学校の本質と実態について主張する。

1 防衛大は唯一の幹部養成機関である

- (1) 国家公務員の半分を占め国防という公共サービスを担う自衛官の幹部養成機関＝士官学校が防衛大であるが、1学年の定員は480名にすぎない。しかも、入校拒否者（着校してから入学式までの約1週間の間に辞める）や中途退校者、任官拒否者が多いため、毎年概ね約360人が卒業し、うち約330人が自衛官として任官するにとどまる。彼らが自衛隊幹部となり、自衛隊の体質（隊風と言われる）を築き上げてきた。その極端な少数精鋭主義（巷間で言う「学閥」「特権」）に特徴がある。

そもそも防衛大は、税務大学校や自治大学校などと同じ各省庁の教育訓練施設にすぎない。従って、学校教育法上の教育機関（大学）ではないから、防大生は他大学へ転入学・編入学できず。学位は、独立行政法人大学評価・学位授

与機構に申請して授与され、1992年から「学士」「修士」が授与されるようになったにすぎない（学歴としては高卒）。また、学校運営（教育水準の確保や教員・学生の処遇など）について文科省の監督を全く受けないので、巷間の大学との関係では「治外法権」である。

- (2) 学生の間は、特別職の国家公務員となり、授業料は免除、衣食住は国費でまかなわれる。学生手当は、2024（令和6）年度で、月額15万1300円、賞与は夏に34万9503円、冬に52万9550円である。卒業生の進路は幹部候補生学校のみで、他の進路はない。安倍政権の時に、任官しない者に卒業式への出席を認めないということが行なわれた（その後再変更）。

このような防衛大学校を他の各省庁の幹部養成と比較すると、人材の給源が極めて狭く、従って人材の多様性に欠き、他国軍隊と比較すると、学歴も能力も低いという特徴がある。

また、日本国憲法の下にある公務員養成機関として、必須とされる憲法教育や人権教育が制度的に保障されていない。

そのような中で、近時、防衛大学校内における人権侵害の実態が可視化され、深刻な社会的問題となっている。

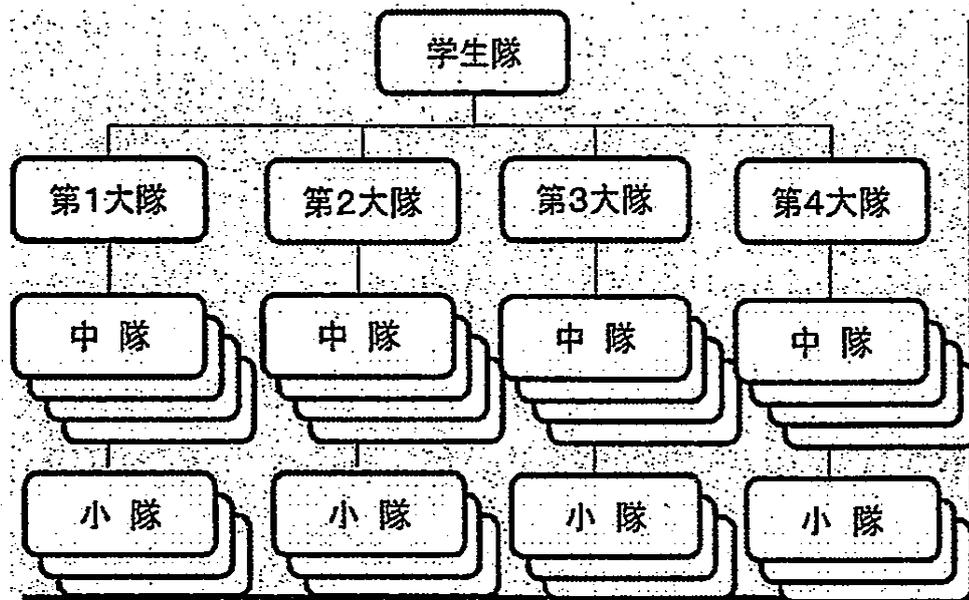
2 防大の訓練・教育内容

- (1) 防大生は、入学と同時に、図Fのように「学生隊」に組織され、これが学生生活の基盤となる。学生隊は、4つの大隊に分かれ（4つの学生舎に対応）、1個大隊は4個の中隊（各学生舎の4つの階に対応）、1個中隊は3つの小隊で編成される。

学生隊・大隊・中隊・小隊等に学生長、週番学生、室長等の勤務学生を置き、各勤務学生は、各指導教官の指導監督のもとに、定められた業務を行なう。学生舎の各「部屋」は1～4年生8～9名で構成され、4年生の部屋長以下、上命下服の人間関係がつけられる（「学生服務要覧」5-1/甲82）。

こうして、幹部自衛官として部隊を指揮する基礎能力を体験、研修させる。

【図F】 学生隊の組織図



(2) 教育内容は、図Fのとおり、教室授業、種々の訓練、学生舎の生活、交友会活動（クラブ活動）からなっている。学生舎の目標が、1年生「模倣（形から）」、2年生「垂範（1学年に範を示せる）」、3年生「探究（組織的な指導法を探求）」、4年生「教導（下級生を指導）」とあるように、上命下服の生活慣習を徹底することにある（甲83）。

これは、対等平等、自主・自律といった憲法13条が保障する個人の尊厳に反し、法律ではなく上官や先輩による「人の支配」を優先し、未熟な若者に対する教育として学校教育法の理念と相容れないものがある。

【図F】防大4年間の学生生活の目標【学生必携・各学年の目標】

区分	リーダーシップ・フォロワーシップ			
	教育	訓練	学生舎	校友会
1 学年	教育基盤の習得	自衛官としての 共通事項の習得	模倣（形から）	積極参加
2 学年	専門基礎の習得	・小部隊指揮官 法の体験	垂範（1 学年に範 を示せる）	実力の養成 （戦力化）
3 学年	専門科目の深化	・小部隊指揮官 法の体験	探究（組織的な指 導法を探求）	実力の発揮（試 合での活躍）
4 学年	専門科目の発表	小部隊指揮法の 概ね習得	教導（下級生を指 導）	牽引

3 防大と「軍紀」

軍紀の目標である「自覚に基づく積極的な服従の習性を育成する」ことは、防大生に対しては「学生間指導」という形で教え込まれる。すなわち、防大生の「規律正しい生活」の具体的な内容は、「学生の心得」14-1（甲84）に詳細に記載され、規律違反行為には、大隊・中隊・小隊等のそれぞれで集団責任が問われ、次のように言う。

「しかしながら、『かたち』を軽視することは間違いである。『こころ』さえ正しければ、『かたち』はどうであってもよいということにはならない。この『学生の心得』には、主として日常心掛けるべき『かたち』について述べてあるが、『こころ』がこれに伴って、はじめて生きたものになるものである。また一方では、こういう『かたち』を身につけることによって、正しい『こころ』がおのずから理解され、養われるという面のあることも忘れてはならない。」

4 防衛大の人権侵害の内容

防衛大でいじめられ退学を余儀なくされた原告が、加害者8名と国を被告に提訴した裁判で、加害者7名について2019.2.5福岡地裁判決で勝訴、国には2020.12.9福岡高裁判決で勝訴した。原告が受けた人権侵害の具体的内容は、防衛大の調査報告書（平成28年8月28日）には次のように記載されており（甲85）、判決でも認定されている。

そのおぞましい実態に言葉を失う。

- ① 平成25年6月頃、■■■■元学生（4学年）は、学生舎の居室が同じ1学年が電話対応、清掃などにおいて不適切な行為があった際に付けていた「粗相ポイント」を精算するとして、1学年5名に対し、乾いたカップ麺を食べさせ、カルピスの原液の一気に飲み、腹を踏む、風俗店に行かせて動画を撮らせる等の理不尽な行為を複数回行った。■■■■学生は風俗店に行くことを断ったことから、■■■■学生（1学年）に見張りをさせた上で、■■■■学生（1学年）に下半身を露出させ、下腹部にアルコールをかけ、火を点けて火傷を負わせ、その状況を■■■■及び■■■■学生（1学年）に撮影させ、同室のLINEへ動画を投稿させた。
- ② 平成25年10月14日、■■■■学生（3学年）は、中央観閲式のパレード早朝訓練のため、同室の■■■■学生及び■■■■学生（1学年）に起こすよう指示したが、当該2名が■■■■学生を含む上級生を起こさなかったことから、「上級生への気遣いが足りない」として当該2名の顔面を拳で1回殴った。
- ③ 平成25年秋頃、部屋のポットのお湯を交換していなかったこと に対する罰として、■■■■学生及び■■■■学生に対し、ズボンと下着を脱ぐように指示し、掃除機で両者の陰茎を吸引し、その後も複数回同様の行為を行った。
- ④ 平成26年5月6日■■■■学生は、不正外出が発覚した■■■■学生に対し、当該不正外出に関して指導していたところ、■■■■学生の態度に怒り、同日から9日までの間、■■■■学生に対し、顔面を殴る・蹴る、胸ぐらを掴む等の暴

行、ベッドや机の中身を散らかす等の「飛ばし」行為などの不適切な指導を行った。

- ⑤ 平成26年6月上旬、第■中隊の行事として、各部屋の2学年が自己紹介をするに当たり、■学生（3学年）は、当時休学中であった■学生の写真を遺影のように作成し、■及び■学生（2学年）は、■学生をこの遺影の様な写真により紹介した。

その後、■学生は遺影のような写真を部屋のホワイトボードに掲示し、■学生が写真のまわりのホワイトボードに鳥居を記入するとともに、■学生は、この写真を第■中隊2学年全員のSNS(LINE)に投稿し、この写真を不適切と感じた■学生（2学年）は、これをスクロールの枠外にしようと、わら人形を含む大量のスタンプをLINEに投稿した。

5 防衛大生アンケート調査の結果

さらに、防衛大は、全学生（1874名）から聞き取り調査を行ない「総括指導教官教育」にまとめ、その内容は次のとおりである（甲86，87）。

図Gは、「殴る」を見た4年生は57％に、「蹴る」を見た4年生は48％に上る。「複数で囲んで指導」を見た4年生は76％で、暴行が日常生活で状態化していることが判る。

とりわけ、防衛大に入りたての1年生が、「殴る」を見た21％、「蹴る」を見た28％、「複数で囲んで指導」を見た25％、「怒号・罵声を浴びせる」を見た70％という回答は、入学するなり先輩たちの“洗礼”を受けていることを示している。

【図G】 ①殴る ②蹴る ③複数人で囲んで指導 ④消灯後に呼出し ⑤怒号・罵声を浴びせる

質問	学年	見た	聞いた
殴る	1	119 (21%)	191 (34%)
	2	200 (49%)	133 (33%)
	3	147 (35%)	217 (52%)
	4	278 (57%)	192 (39%)
蹴る	1	157 (28%)	138 (25%)
	2	175 (43%)	114 (28%)
	3	150 (36%)	155 (37%)
	4	236 (48%)	137 (28%)
複数人で 困んで 指導	1	140 (25%)	110 (20%)
	2	156 (38%)	101 (25%)
	3	212 (51%)	181 (43%)
	4	374 (76%)	162 (33%)
消灯後に 呼出し	1	262 (47%)	179 (32%)
	2	273 (67%)	178 (44%)
	3	263 (63%)	196 (47%)
	4	326 (66%)	180 (37%)
怒号・ 罵声を 浴びせる	1	388 (70%)	187 (34%)
	2	21 (5%)	15 (4%)
	3	299 (72%)	216 (52%)
	4	331 (67%)	166 (34%)

図Hの①は、「飛ばし」と呼ばれるもので、1年生の「やられた」の比率が多いのは、上級生のターゲットになっていることを示している。

②は、学生舎に銃刀法違反のエアガンが多数持ち込まれ、使われていることが判る。4年生で「見た」というのが21%もあり、そうすると、一人二人の突出したおかしい学生の行為ではなく、厳しく禁止されず事実上容認されていると推察することができる。

③は、「チン毛ファイヤー」と呼ばれる、陰部に火傷を負わせるものである。

④は、罰ゲームには様々あり、「毛剃」「風俗店での性行為撮影」「指令外出」「食いシバキ」「反省文提出」「名札縫い」「学生必携の書き写し」「空気椅子」「ハイパー腕立て伏せ」「ヘルウィーク」「飛ばし」「外禁止」「入室要領」「部屋解雇」「清掃解雇」「呼出し」「消灯後の呼出し」「お礼参り」「卒りん」「勤労感謝の日」「指令」などがある（前記訴訟の陳述書／甲107）。

【図H】 ①ロッカー／引き出し等の中のを何度も飛ばす、②エアガンで撃つ、③体毛を燃やす ④下級生のミス点数にし、溜まったポイントにより罰ゲームをやらせる、⑤上記行動を動画で撮影し、LINE上に公開する

質問	学年	やった	やられた	見た	聞いた
ロッカー／引き出し等の中のを何度も飛ばす	1	10 (2%)	200 (36%)	150 (27%)	134 (24%)
	2	61 (15%)	179 (45%)	275 (68%)	168 (41%)
	3	91 (22%)	168 (40%)	259 (62%)	170 (41%)
	4	150 (30%)	117 (24%)	308 (63%)	171 (35%)
エアガンで撃つ	1	0 (0%)	2 (0.4%)	3 (0.5%)	9 (2%)
	2	0 (0%)	32 (8%)	61 (15%)	76 (19%)
	3	1 (0%)	25 (6%)	91 (22%)	148 (35%)
	4	2 (0.4%)	9 (2%)	102 (21%)	67 (14%)
体毛を燃やす	1	1 (0.2%)	8 (2%)	12 (2%)	115 (21%)
	2	5 (1%)	49 (12%)	140 (34%)	149 (37%)
	3	5 (1%)	55 (13%)	174 (42%)	216 (52%)
	4	22 (4%)	32 (7%)	192 (39%)	190 (39%)
下級生のミス点数にし、溜まったポイントにより罰ゲームをやらせる	1	1 (0.2%)	67 (12%)	19 (3%)	79 (14%)
	2	0 (0%)	90 (22%)	236 (58%)	149 (37%)
	3	30 (7%)	125 (30%)	273 (65%)	227 (54%)
	4	125 (25%)	116 (24%)	313 (64%)	166 (34%)
上記行動を動画で撮影し、LINE上に公開する	1	1 (0.2%)	3 (0.6%)	3 (0.5%)	21 (4%)
	2	8 (2%)	4 (1%)	60 (15%)	76 (19%)
	3	0 (0%)	10 (2%)	99 (24%)	149 (36%)
	4	4 (0.8%)	6 (1%)	40 (8%)	41 (8%)

6 服務規律違反と懲戒処分の実態(平成19～30年度)

防衛大生の服務規律違反は、平成19～30年度の11年間132か月間で、1319件に及んでいる(甲88と89。甲90は甲88・89をエクセルデータ化したもの)。概ね1年に110件、1か月に9件の割合で発生し、学校が毎日対応に追われていることになる。

図Iは、防大訴訟原告代理人が、上記資料をまとめたものである。内訳を見

ると、私的制裁が86件、刑法犯罪相当が147件、合計233件と全体の35%を占め、悪質さの程度が常識を超えている。

懲戒処分者663人を学年別に見ると、1年生101名(15.2%)、2年生151名(22.7%)、3年生162名(24.4%)、4年生246名(37.1%)と、高学年になるほど増えている。学生隊舎の中で悪循環が確立しており、上級学年になるほど「悪く」なっていることを表している。

全校生(定員)約1900名は、中学校や高校の大規模校と同程度である。もし防衛大が学校教育法下の学校であるならば、文科省の行政指導や国会やメディアの社会的批判を受けると存続できなくなるほどの酷さだと言える。

【図I】 服務規律違反者と懲戒処分者の推移

服務規律違反		懲戒処分						
年度	件数	年度連番	学年ごとの数				私的制裁	刑法犯相当
			1	2	3	4		
平成19	79件	36件	2	8	11	15	0件	11件
平成20	89件	39件	1	1	5	32	0件	8件
平成21	130件	69件	11	12	26	20	4件	9件
平成22	84件	89件	12	21	18	38	35件	18件
平成23	145件	59件	20	18	9	12	6件	7件
平成24	98件	36件	5	10	10	11	6件	2件
平成25	138件	66件	5	16	18	27	5件	17件
平成26	167件	48件	6	8	8	26	5件	30件
平成27	157件	91件	14	24	23	30	14件	30件
平成28	128件	74件	19	22	12	19	7件	10件
平成29	104件	56件	6	11	22	16	4件	5件
合計	1,319件	663件	101	151	162	246	86件	147件
平均/年	119.9件	60.3件	9.2	13.7	14.7	22.4	7.8件	13.4件

7 防大生の自傷・自殺未遂者(平成19～30年度)

- (1) 防衛大の服務規律違反の内容を精査すると、自傷者・自殺未遂者が異常に多いことが判る。それを一覧表にしたのが図Jである。12年間で、総計20人に上り、1年に約2人の割合で自殺ないし自殺未遂(自傷行為)がある。

【図J】 防大生の自傷・自殺未遂について

服務規律違反者					
番号	学年	事故年月日	事故内容	処分月日 (宣告日)	処分内容
44	事故報告	1 H19.10.5	左手首自傷行為(発見場所:防大医務室)		2/13退校
45	事故報告	1 H19.10.19	死亡事故(10/19縊死)(発見場所:北富士演習場梨ヶ原廠舎地区)		
50	事故報告	4 H19.12.5	死亡事故(12/5薬物死)		
56	報告	1 H20.2.27	自殺未遂		3/14退校
384	報告	2 H23.4.5	その他 自殺未遂		
396	報告	2 H23.5.19	その他 自傷行為		
523	報告	1 H24.2.7	死亡事故報告 (縊死)		
533	6	3 H24.4.13	死亡事故(転落事故)		
548	報告	3 H24.8.27	その他 (自殺未遂)		
551	報告	1 H24.9.5	その他 (自殺未遂)		
554	報告	3 H24.9.11	その他 自傷行為(左肩部)		
623	84	1 H25.2.25	自傷行為	H25.3.6	
629	4	4 H25.4.28	自傷行為		報告
673	17	2 H25.5.31	急性薬物中毒による意識障害		
675	19	3 H25.6.11	学生の自殺(疑い)		
732	46	1 H25.12.13	過量服薬による意識障害		
866	32	1 H26.9.29	その他 自殺未遂		
890	42	1 H26.11.16	その他 自殺未遂		
893	45	4 H26.11.25	その他 自殺未遂		
1071	73	2 H28.2.19	その他 自殺未遂	H28.4.15	

さらに、在職中に実際に死亡した人数を、平成2年度から平成28年度までの27年間について開示請求したところ、結果は全て黒塗りだったが（甲91）、記載欄の幅を測ることで人数が判り、それによると学生9名、事務官等7名、派遣職員（自衛官）6名の合計22名が在職死亡と判った。やはり概ね毎年1人が自死していることになる。

- (2) 防衛大の中途退校者の多さ（甲92）を考え併せると、精神疾患を患い退校を余儀なくされた学生が多く、退校後に自殺（未遂）した学生も少なくないことが容易に想像される。

8 防大の実態は憲法の人権尊重主義に反する

以上に述べたとおり、防衛大は、文科省下の学校教育法上の大学ではなく、自衛隊の附属機関である。身分は自衛隊員であり、入学と同時に「学生隊」に組織され、軍隊の規律の下で「賭命義務」を遂行する兵士への教育訓練を受ける。その実態が前述した通りであり、自衛隊・自衛官の全体について述べた前記第4の6（軍紀に基づく生活）、第5（暴力・パワハラ）及び第6（セクハラ）と全く共通するものである。彼らが任官して（基本的に小隊長から始まる）、同窓の先輩幹部とともに自衛隊の隊風（人権状況）を作ってきたのである。この問題については、最近、現職の防大教官も「危機に瀕する防衛大学校の教育」と題する論文（甲93）を公表している。

防大の性格（自衛隊の附属機関であり、大学と同じ教育機関ではないこと）や実態（暴力やいじめが多く、中途退職者が多いことなど）を明らかにすることなく、自衛隊が未成年者を直接勧誘すること、地方自治体がそれに無知・無関心のまま協力することに、多くの国民が批判的になることには十分根拠があるのである。

第8 コンバット・ストレスと戦争トラウマ

1 世界の軍隊に共通する問題

2015（平成27）年9月成立の安保関連法とその後の急ピッチに進む戦時体制構築により、自衛隊が紛争地へ派遣され、あるいは自衛官が戦闘行為に従事し、それにより精神や神経を患い、事件や事故、自殺者の増大などを生むことなどが現実的になっている。

それは、戦時における戦場だけの問題ではない。前記第4の「6 軍紀の目的」で述べたように、「自衛隊の規律の特性で一番重要な点は、規律の基礎が戦闘」にあり、「戦闘の規律から発して、すべて平時の規律が作られて」おり、自衛官には「自覚に基づく積極的な服従の習性」が求められている。

そうすると、過酷な戦場経験者だけの問題でもなく、退役してからの問題でもなく、日々の過酷な殺傷訓練、不条理な命令、精神教育（死生観の確立）などによって、全ての自衛官が「心の傷」を負う可能性がある。こうした軍隊特有のコンバット・ストレスや戦争トラウマの問題は、戦時・戦時外を問わず、いまや全世界に共通する「兵士の人権」の問題と捉えられている。

そこで、兵士や家族に与える「心の傷」である戦争トラウマ、それを生み出す軍事組織特有のコンバット・ストレスに対する基本知識が否応なしに必要となる。特に本件のように、自衛隊が未成年者や保護者に対して、人生を賭ける就職先として勧誘するのであれば、その危険性と対策についても情報を提供しなければならない。

ところが、自衛隊も政府も全くこれに答えていない。自衛隊島根地方協力本部の高校卒業予定者への案内葉書（甲40）には、「災害派遣で国民を助けたい」「PKOに参加して世界で活躍したい」「船に乗って世界中の人と交流したい」「パイロットになりたい」等の夢を抱いて入隊され、その実現に向けて多種多様の仕事に就き」などと説明し、自衛隊法3条に定める本来任務が防衛出動である

ことや自衛官の本来任務が武力行使（戦闘）にあることを説明せず、むしろ意図的に隠すようなセールス・トークになっている。

2 戦争トラウマとは何か

トラウマとは、精神医学や心理学の分野では、過去の出来事によって心が耐えられないほどの衝撃を受け、それが同じような恐怖や不快感をもたらし続け、現在まで影響を及ぼし続ける状態をいう（岩波新書『トラウマ』宮地尚子著／甲94）。

トラウマ体験とは、衝撃的で、通常の適応行動では対処できない、つまり心が耐えられないほどの出来事であり、具体的なものとして、戦争・紛争体験、自然災害、暴力犯罪、拷問、児童虐待、性暴力などが挙げられるところ、「戦争・紛争体験」によって生じるストレスが、一般にコンバット・ストレスと呼ばれるものである。

3 コンバット・ストレスの定義と歴史

コンバット・ストレスは、直訳すれば、戦闘ストレスであり、アメリカ国防省の軍事用語辞書は、次のように記載している。

「戦闘・作戦によるストレスとは、戦争だけでなく、軍事作戦や演習でストレスに晒された軍人に見られる感情的、知的、身体的そして/また行動上の反応である。」（滋賀大学経済学部研究年報 Vol. 19 「コンバット・ストレスと軍隊」福浦厚子著。以下同著に拠る／甲95）

第一次世界大戦では、塹壕への砲撃による神経の疲労症状が「シェル（砲弾）ショック shell shock」と名付けられた。イギリス軍人の8万人が発症したとされるこの症状は、ストレス反応の一種だとされ、その後、戦闘経験による身体の麻痺、震え、悪夢の頻発、性欲減退といった諸症状が見出され、「戦争神経症」と名付けられた。

第二次世界大戦では、音や振動、光に過敏に反応する、暴力行為に対して過剰な反応をする、睡眠障害を引き起こすといった諸症状を発症した兵士について、当初は伝染性胃腸障害が疑われたが、のちに、戦闘疲労と総称されることとなった。

ベトナム戦争では、アメリカへ帰還した兵士に精神的な障害が認められ、社会に復帰できなくなる事態が多数生じた。アメリカ精神医学会は、1987年、このような従来診断では把握しきれない症状全般に対して、心的外傷後ストレス障害（PTSD）と名を付けた。

こうして、いまでは広く知られているPTSDという症名は、軍隊での戦闘などの体験（によって生じたコンバット・ストレス）によって生じた精神的な諸症状を総称するものとして使われ始めたのであり、非常に重い歴史の事実である。

4 米軍における現代の海外派遣後の実態

第二次大戦で戦った米兵に対してなされた調査では、兵士の多くがストレス性の下痢を経験し、1/4の兵士は尿を失禁し、1/8の兵士は便を失禁するという経験をしたと認めているとの報告がある（「戦争の心理学」40頁／甲96）。また、音が聞こえなくなり（同116頁以下）、視野が狭くなり（同130頁以下）、訓練されたことだけを実行する自動操縦状態になる（同135頁以下）などの症状があるとされている。そして、はじめて敵を殺したあと嘔吐する兵士が少なくない（同284頁）ということも報告されている。

兵士の心には、記憶がなくなり（同178頁以下）、夢を見ているような感覚や自分自身を外から眺めているような解離現象が起こるといふ（同175頁以下）。

第二次世界大戦時、米軍では精神的衰弱によって50万4千人の兵士が前線から脱落したという報告もある（同44頁）。これは、50個師団に相当する数で、あらゆる身体的な障害を全て合計したよりも、精神的な原因で失われる兵

員の数の方が多かったことを示しているという(同 45 頁)。

1998年に実施された「ベトナム帰還兵の再適応に関する全米調査」(National Vietnam Veteran's Readjustment Study)によれば、男性帰還兵のうち30.9%がPTSDの全般的な症状を、22.5%が一部の症状を発症したことがあり、男性帰還兵の15.2%は調査が実施された1988年の時点でも、現にPTSDの全般的な症状を発症しているとの調査結果が示された(レファレンス「メンタル・ヘルスをめぐる米軍の現状と課題」鈴木滋著/甲97)。

そして、PTSDに苦しむ帰還兵は、一般人と比べて離婚率や別居率が高く(離婚していない者では、結婚生活に問題の生じる割合がきわめて高い)、アメリカのホームレス人口にも大きな割合を占め、年月が過ぎるにつれて自殺率も高まると言われている。これは、同時に、多数の不幸な家庭を生み出し、女性や子どもや将来の世代に影響を及ぼしていると言える。

2004年、アメリカ軍がイラク及びアフガニスタンから帰還後3、4か月が経過した陸軍と海兵隊の兵士に対してメンタルヘルスの調査をしたところ、アフガニスタン帰還兵士の12%がPTSDであり、14%が鬱状態や機能不全であったことがわかった。また、イラク帰還陸軍兵士のうちの18%がPTSD、15%が抑鬱状態、イラク帰還海兵隊員の20%がPTSD、15%が抑鬱状態であることが分かったという(甲95・77頁)。

このように、現代の戦争においても、帰還した兵士が、非常に高い比率で精神的な不調を抱えていたことが分かる。

5 アメリカ政府の対応

米退役軍人省は、1999年から統計を取り始め、2012年までに21州で2万7000人が自殺し、さらに他29州で3万4000人と推定した(2013年9月21日中日新聞/甲101)。

現在、自殺者は1日20人・1年7000人を超え、11年間続いたイラク・アフガニスタン戦争の米軍兵士犠牲者数6700人を超えている。PTSDは60万人以上いると推定されている。このため、オバマ政権は帰還兵自殺防止法を成立(2015年)し、トランプ政権は自殺防止対策委員会を設置し

(2019年3月)、いまや退役軍人省は自殺防止を最優先課題に掲げているという(2019年9月10日～14日の北海道新聞連載/甲102)。

こうした、「戦場」が持つもうひとつの顔、すなわち、戦争や紛争に勝っても負けても、兵士やその家族は深刻な犠牲を強いられ、それは人生を閉じるまで続く(「戦争における人殺しの心理学」/甲99)。これが、賭命義務を負って戦闘に従事する兵士の宿命であり、自衛隊のリクルートについて国民が抱く不安や疑問の根底にある問題である。

これは、戦争の体験者やそれを身近で見聞してきた高齢者には比較的実感をもって認識できる問題であるが、戦争体験から離れた若年層、とりわけ社会的に未成熟な未成年者には思い及ばない問題であるといえる。

6 日本はどうかー兵士の命は「鴻毛より軽し」

- (1) 実は、米軍と同じことは、旧日本軍でも同様であった。日露戦争のデータを集めた陸軍省編『近代日本歴史統計資料六日露戦争統計集 第7巻 衛生、経費、教育』や日露戦争前後の陸軍省編『陸軍省統計年報』の患者統計には、「神経系病」という病類の中に「精神病」という項目が存在する。当時から、コンバット・ストレスと精神疾患との関係性が着目されていたのである。また、千葉県市川市の国府台陸分病院という、精神疾患にり患した者専用の病院も設けられていた(「戦争とトラウマ」52頁以下・中村江里/甲98)。

しかし、旧日本軍においては、「欧米軍に多発致しましたる戦争神経症なる精神病は幸にして一名も発生いたしませぬ」ことは、皇国民の特質士気の旺盛なることを如実に示すものでありまして、皇軍の誇と致す所(陸軍省医務局

医事課長・鎌田調の貴族院における口演) (下線は原告代理人) などとして、コンバット・ストレスによる精神疾患はないかのように宣伝された (同著 62～63 頁)。

旧日本軍は、軍人勅諭で「義は山嶽より重く、死は鴻毛より軽しと心得よ」(天皇の命令は山より重く、兵隊の命は鳥の毛より軽い) として、人を人と扱わずに兵士に無謀で非人道的な戦いを強いたが、コンバット・ストレスの隠蔽もその表れの 1 つである。

- (2) 1954年に発足した自衛隊は、発足当時、旧陸海軍正規将校が幹部自衛官として自衛隊の幕僚機関の大部分を占めていた。1967年当時で2288人、海自1563人、空自1063人の計4914人だったという資料が残されている。

自衛隊は、一方で、軍隊ではないという説明を前面に立てながら、しかし実質は旧軍将校らに担われたことから、旧日本軍の価値観や組織規範が、現憲法の価値規範に根本的に転換されることなく、残存し続けたと考えられる。

その結果、コンバット・ストレスや戦争トラウマという、戦争や軍隊の負の問題に対し、認識と対策への軽視がその後も続いている (平和新聞 2018年 2月5日/甲103, 「アエラ」 2018年5月20日/甲104)。これは、後述するドイツと比較すると対照的である。

7 戦後日本と同じく再軍備したドイツとの比較

ドイツは、立憲主義による厳しい統制下での再軍備を行ない、議会直結の軍事オンブズマン制度をはじめ、兵士の人権と抗命権の保障、兵士や家族の団結権 (労働組合の結成) の保障など、戦後の人権と民主主義の理念を具体化した組織設計をしており (「兵士を守るー自衛隊に軍事オンブズマンを」 三浦耕喜著/甲105)、自衛隊とは正反対である。

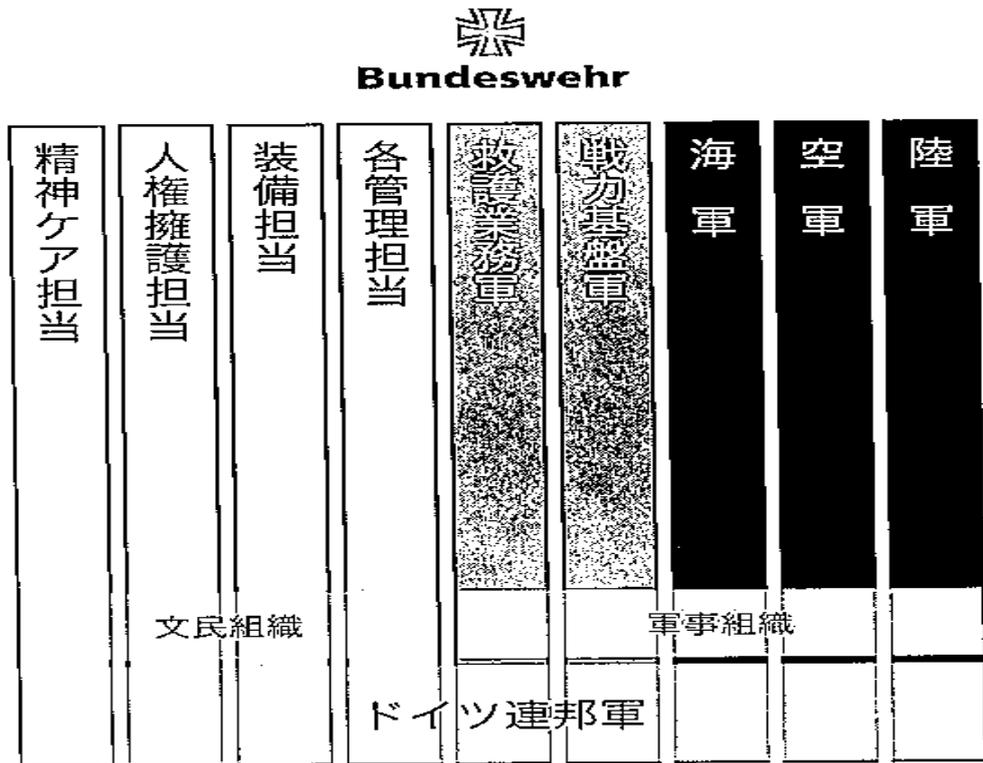
コンバット・ストレスや戦争トラウマに対する対策の点では、兵員法第6条

(兵士の市民権)で「兵士はすべての他の市民と同等の権利を有する」と定めて、「兵士である前に市民である」とする原則を確立している。

そして、賭命義務を負う兵士は必然的に様々なストレスを受けることを前提に、その対策として、ドイツ連邦軍の中に、陸海空の軍事部門とは別に、独立した文民組織として「人権擁護担当」や「精神ケア担当」を置いている。

さらに、兵士個人がこれらの権利を行使することは事実上困難であり、そのために「ドイツ連邦軍協会」という労働組合が組織されており、現役および退役将兵とその家族ならびに遺族など24万人で構成されている。

[表L ドイツ連邦軍の組織図]



ドイツ国防省ホームページより参照

第9 現代戦闘の殺傷力と救命救護との著しい格差

1 現代戦争の特徴

現代の戦闘は「効率的な殺人」に他ならず、一度にあるいは短い時間に多数の犠牲者が出る一方で、負傷者の救出・救助・救命・救護・治療は一人ずつ行なうほかに方法はない。今後、たとえ医学がどれだけ発達しても、精密兵器、大量破壊兵器が用いられた場合は、この差は途方もないほど大きなものとなる。その究極にあるが核兵器である。

しかし、近時のロシア・ウクライナ戦争やイスラエル・バレスチナ戦争をみると、武器の破壊力の飛躍的増大、GPSと無人機や誘導ミサイルを使うハイブリッド戦争により、一度に多数の犠牲を生み、兵士も民間人も救命・救護・治療が追いつかない状況であることが、メディアにより日々伝えられる情報により、日本にいる我々にもリアルにわかる。自衛官や家族は特にそうである。

ウクライナ・ロシア戦争は今年2月で3年半を迎えたが、ウクライナ軍の戦死者は政府の公式公表でも約5万人、ロシア軍の死者も確認されただけで9万人を超えるとされる。これは兵士の死者数であり、重篤な負傷兵や民間人死傷者を含めるとその何倍にもなると推察される。

2 自衛隊の救命措置・救護措置の実態

兵士には、戦場では適者生存のルールが厳格に適用される。すなわち、強い者が生き残るのではなく、生き残れる環境に身を置けた者のみが生き抜くことができる。そのために必要な戦場における救急処置能力が、表Kの「救急処置・応急処置比較表」である（「軍事研究」2016年10月号58-59頁）。

「MEDIC」というのが、戦場での救命・救護を任務とする衛生兵が具備している内容で、77項目ある。

これに対して、「米軍全将兵」は56項目を満たしている。これはTCCC（Tactical Combat Casualty Care／戦術的第一線救護）に基づき、約2年おき

に改定される Warrior Skills Level として標準化され、全職種、全将兵に必須事項として教育されている。全ての項目には実技試験が課せられ、その質が保たれるという。

これに対し、日本の陸上自衛隊の自衛官は、●の2項目しかない。その理由は、ここでは自衛隊は軍隊ではないという建前を使って、兵士の救命・救護の国際標準を無視してきたからである。

自衛隊は、現在、代替策として救急救命士の資格をとらせるようにしている。しかし、取得者はごく一部にすぎず、仮に検定試験に合格した救急処置技術も、国際標準と比較しても半分をクリアするにすぎない。ましてや、小銃や地雷などによる負傷処置などしているはずもない。

こうして、現代戦闘の殺傷力の増大と、自衛官の救命救護との間には決定的な格差が生じており、現代の戦争で自衛官の命と身体を守ることができないことが明らかになっている。

[表K 救急処置・応急処置比較表]

救急処置・応急処置教育の比較表(軍事研究2016年10月号より)

技術		米軍 全将兵	自衛官	米軍CLS/ ヨルダン軍全将兵	MEDIC	日本国救 急救命士
戦闘外傷救護・初療の 考え方	戦闘外傷救護・初療の段階区分	○		○	○	
	受傷時の初期対応	○		○	○	
	大量傷病者対応	○		○	○	
出血の制御	救命器具としての止血帯	○	●	○	○	
	緊縛止血用器具としての止血帯	○		○	○	○
	ガーゼ包帯	○		○	○	○
	圧迫止血用モジュール包帯 (止血帯の補完・全身の被覆)	○		○	○	
	血液凝固促進剤(顆粒状・包帯状)	○		○	○	
意識レベルの評価	AVPU法	○		○	○	
	GCS法	○		○	○	
バイタルサインの観察と 記録	モニター類を用いない方法	○		○	○	○
	モニター類による方法				○	○
疼痛の評価		○		○	○	○
ショック状態の評価	循環血液量減少性ショック	○		○	○	○
	血液分布異常性ショック	○		○	○	○
	閉塞性ショック	○		○	○	○
	ショック体位・被服の処置	○		○	○	○
気道の損傷または閉塞	用手気道確保と呼吸の評価	○	●	○	○	○
	気道内異物の除去	○		○	○	○
	経鼻エアウェイ	○		○	○	○
	回復体位による気道閉塞の防止	○		○	○	○
	座位・前屈み体位による気道閉塞の防止	○		○	○	○
	声門上気道確保器具(King LTS-D)				○	○
	外科的気道確保				○	
	気管挿管				○	○ 心肺停止時のみ
胸部外傷	胸部外傷・防弾ベスト外傷の観察・評価	○		○	○	
	多発肋骨骨折(フレイルチエスト)の処置	○		○	○	○
	胸部穿通性外創の閉塞(チェストシール)	○		○	○	○
	胸部穿通性外創の用手による応急閉塞	○		○	○	○
	胸部穿通性外創の応急資材による閉塞	○		○	○	○
	胸部穿通性外創の包帯被覆	○		○	○	○
	胸部負傷者の体位による呼吸機能の維持	○		○	○	○
	酸素投与				○	○
胸腔減圧	バックバルブマスク換気				○	○
	胸腔ドレナージ				○	
	胸腔減圧(Burp法)	○		○	○	
	胸腔減圧(胸腔穿刺法)			○	○	
	静脈輸液路確保				○	○ 心肺停止時のみ
	骨髄輸液路確保				○	
	輸液蘇生療法				○	
	鎮痛剤投与(モルヒネ・ケタミン)				○	
抗生剤投与				○		
トロナキサム酸(トランサミン)投与				○		
血液製剤投与				○		
四肢麻痺の評価		○		○	○	
被服の裁断と負傷部位の露出		○		○	○	
体温管理	低体温の予防	○		○	○	○
	身体のコールド	○		○	○	○
穿通性眼損傷	アイシールドによる被覆	○		○	○	○
	アイシールドによる眼球運動制限	○		○	○	○
	経口抗製剤投与 (モキシフロキサシン=アブロックス)	○		○	○	
薬剤の経口投与・筋肉 内投与	経口抗製剤投与	○		○	○	
	抗生剤筋肉注射				○	
	経口鎮痛剤投与(非麻痺)	○		○	○	
	フェンタニルキャンディー				○	
	抗生剤筋肉注射				○	
	ケタミン筋肉注射				○	
モルヒネ筋肉注射				○		
骨折部位の安定化	副子固定	○		○	○	○
	牽引式副子固定	○		○	○	
	熱傷原因の除去	○		○	○	○
熱傷治療	熱傷面積の評価	○		○	○	○
	熱傷面の被覆	○		○	○	○
	輸液療法	○		○	○	
	軽症時の自己救護	○		○	○	
CBRNe	重症時の相互救護	○		○	○	
	皮膚の除染	○		○	○	
	除染のための防護衣の除去と再被覆	○		○	○	
	化学熱傷の処置	○		○	○	
	必要な処置の判定	○		○	○	
傷病者の記録				○	○	
傷病者の救出救助・輸 送技術	車両・航空機からの救出・救助	○		○	○	
	適切な輸送手段の判定	○		○	○	
	徒手輸送	○		○	○	
	ロール式担架による輸送	○		○	○	
	助成担架による輸送	○		○	○	
軍事車両への適切な搭載	○		○	○		
傷病者後送要請・報告		○		○	○	
	9LINE様式等 無線機の取り扱い	○		○	○	

第10 自衛官の本質と実態の憲法適合性

以上のとおり、名簿提供の目的とされる「自衛官及び自衛官候補生」の募集（自衛隊法97条1項）について、「自衛隊」が軍隊であること、その人的構成（マン・パワー）である「自衛官」の本質と職務実態を明らかにしたが、かかる事実を踏まえてその憲法適合性についてまとめる。

1 憲法9条の平和主義の意義と内容

(1) 日本国憲法の平和主義について、憲法前文は、次のように述べる。

「日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。」

そして、憲法9条は次のように述べる。

「1 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

2 前項の目的を達成するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない」

(2) 以上の日本国憲法前文並びに9条の規範的な意味は、「国権の発動たる戦争」や「武力による威嚇又は武力の行使」という手段で「国際紛争を解決する」ことをしないと憲法9条1項で明記し、そのために一切の戦力を保持しないという誓い（憲法9条2項）にある。その背景には、「政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのない」ようにという、強い反省・決意がある（前文）。

この徹底した非軍事平和主義によつて「国際社会において、名誉ある地

位を占めたい」というのが、日本国憲法の態度である。

従って、たとえそれが国連によるものであろうと、軍事的な国際紛争解決策に関与することは憲法の厳命する平和主義に背馳することになる。憲法の命じていることは、「国際紛争解決手段」のための軍事的な方策には関与しないということに尽きる。

- (3) この「国際紛争を解決する手段」という用語について、この文言を侵略行為としてなされる戦争・武力行使・武力による威嚇に限定して解釈する立場（限定放棄説）と、このような区別をせず一切の戦争・武力行使・武力による威嚇と解釈する立場（1項全面放棄説）との見解の相違がある。

しかし、仮に限定放棄説をとったとしても、その目的を達成する手段として「一切の戦力」を放棄したとする立場が憲法学界の圧倒的多数であるから、いずれにせよ結果的には、戦争や武力による威嚇又は武力行使は一切禁じられているという結論で一致する。政府解釈も、2項の戦力不保持規定を受けて、戦争や武力による威嚇又は武力行使は一切禁じられるとする点では、建前のうえでは憲法学界と一致している。

- (4) こうして、憲法9条の憲法論上の重点は、憲法9条2項の「一切の戦力」不保持原則にあり、これが戦後の憲法論争史の最大の争点になっていた。比較憲法史上、侵略戦争を放棄した憲法は世界に珍しくはないが、その目的実現のために一切の軍事力を明文で禁じた憲法は日本国憲法以外にはない。なお、軍隊を持たない国は、27か国あるとされる。

この戦力不保持規定は、「陸、海、空軍その他の戦力」の不保持である。ここで定める「その他の戦力」の意味は、「陸、海、空軍」を典型例とした、外敵に対して実力的な戦闘行為を遂行するための人的・物的組織体一般を意味する。それ故に、1項で放棄していない自衛戦争や制裁戦争も二項によって禁止されることになる。

あるいは、佐藤功上智大学教授（『日本国憲法概説』全訂第2版）は、次の

ように言う。

「もしも、第9条が自衛のためならばということを条件として軍備の保持を認めているものであるとすれば、軍備の指揮統率・編成などに関する規定がもうけられていなければならない筈である。しかるにこれらの規定が設けられていないということは、第9条が一切の軍備を保持しないことにしていることを示すものといわなければならない。」(77頁)

- (5) 国連憲章は、武力行使又は武力による威嚇を原則として禁止したが、これは日本国憲法と共通するものである。

しかし、国連憲章は同時に国際連盟がファシズムの台頭に無力であった経験に立って、国連安全保障理事会に強制措置発動の権限を認め、侵略の脅威を除去して平和を守るための国連による軍事力の行使を認めた。

これに対し、日本国憲法は、国際紛争を解決する手段としての戦争放棄を一般的に宣言するだけでなく、交戦権を否認すると同時に一切の戦力を放棄し、対外的実力戦闘行動を任務とする一切の人的・物的装置＝戦力を保持しないことを明らかにした。

この徹底した非武装平和主義という点で、国連憲章の精神をさらに一歩進めた先駆的な意義を有するものである。

日本は、国連に加盟するに際し、国連に対する加盟申請書に添付された岡崎外相の書簡(1952年6月16日)で、「国際連合の加盟国としての義務を、その有するすべての手段をもって履行することを約束」するとされていた。この文書の作成に関与した当時の外務省条約局長西村熊雄は、「(この文書を発送することによって)日本のディスポーザルにない手段を必要とする義務は負わない、すなわち軍事的協力、軍事的参加を必要とするような国際連合憲章の義務は負担しないことをはっきりいたしたのであります」と説明している。

いうまでもなくこれは、国連との関係だけでなく、他国との間で軍事的協

力をしないなど、軍事行動は行なわないという意味である。

2 自衛隊設立による政府解釈の変遷

- (1) しかし、日本は、中国の社会主義革命や朝鮮戦争の勃発という東アジア情勢の変化の中、反社会主義・反共産主義の防波堤にしようと考えたアメリカの政策の下に、占領終了と引き替えに（旧）日米安保条約を締結した（1951年）。それから瞬く間に再軍備の道を歩み始め、それが1954年の自衛隊設立だった。

自衛隊設立にあたり、政府は憲法9条違反の批判を回避するために、国家の自然的権利である個別的自衛権は認められる、従って、他へ攻撃をしかけることなく、他から自国の領域が攻撃を受けたときにだけ初めて、その領域周辺において自国を守るために必要な「実力」を保持するという「専守防衛」であれば合憲であるとした。

かかる政府見解は、自衛隊創設の国会審議にあたり、参議院の「自衛隊の海外出動を為さざることに關する決議」が、「本院は、自衛隊の創設に際し、現行憲法の条章とわが国の熾烈なる平和愛好精神に照らし、海外出動は、これを行なわないことを茲に更に確認する」と明言したこと、そしてこれを受けた政府も、「自衛隊は、海外派遣というような目的は持っていないのであります。従って只今の決議の趣旨は十分これを尊重する所存であります」と答えたことから明らかである。

そして、この「専守防衛」を任務として自衛隊法（3条）や防衛庁設置法（4条）が作られた。

- (2) 政府解釈による自衛権の概念は、憲法上全く存在しない憲法外の自然法的理念によって合憲性が導かれている。

この意味は、ドイツ（制定時は旧西ドイツ）と比較してみると分かりやすい。ドイツ憲法連邦共和国基本法（Grundgesetz）は、憲法の制定という

明文の意思で国民が軍隊を創設し、国民が自ら「国防の義務」を負い（但し、徴兵制は現在停止中）、国防という公務サービスに専念する常備兵を保持する。そして、軍事という国家の対外的作用は、国際法の許す範囲で行動できるという国際法の考え方に則っており（実際的には、創設当初よりNATOに加盟することが予定されていた）、憲法上、軍事同盟の締結や軍事協力、海外派遣の禁止などの制約もなかった。

しかし、日本の自衛隊は、そのような他国の軍隊（military, Army）とは全く違い、行政機関という位置づけで設立されている。自衛隊の前史が、警察予備隊、保安隊だったことから明らかである。

従って、他省庁が行なう対内的作用と同様に、「法律による行政」の原則に則って運営され、警察官や消防職員などの他の公務サービスに従事する公務労働者と同様の権利が、自衛隊員にも認められていなければならないという帰結になる。

こうして、自衛隊の組織や行動に関する政府の解釈は、「自衛のための必要最小限度の実力である限りにおいて」合憲だという限定解釈に基づくものであるから、「戦争の用に供しうる」人的物的組織体である自衛隊の活動には厳格な限定が付され、これを超える活動については違憲の推定が働くことになる。

- (3) 「戦力」とそうでないものとの区別が問題になる典型が「警察力」であるが、警察の目的は国内の治安維持にあり、その実力は国内治安維持のために必要かつ十分な限度のものであることを要する。従って、その実力が客観的にみてその目的遂行の必要かつ十分な限度を超え、対外的戦争の遂行という用いられる程度に達しており、またはそれに役立たせることを意図して設けられているのであれば、それはもはや警察力ではなくて「戦力」であるし、それが仮に「陸海空軍」の名称を持つものでなくとも、『『その他』の戦力』に該当して認められないことになる（前記佐藤功 79 頁）。

3 憲法9条2項「戦力」と自衛官の人権との関係

- (1) 憲法9条2項の「戦力」に兵士（軍人）も含まれることは、前記「第2」4でも述べたとおり、憲法制定時から当然のことであったが、その意味についてクローズ・アップされることがなかった。改めてその意味を考えると、第3、第4で述べたとおり、兵士に課される賭命義務にある。

この賭命義務について、現行法では、自衛隊法52条が、服務の本旨として隊員に「事に臨んでは危険を顧みず、身をもつて責務の完遂に努め」ることを求め、「服務の宣誓」（同法53条）を行なわせていることから認められると説明されることが一般である。

これを、杉村敏正『防衛法』（有斐閣2004年オンデマンド版／甲22）は、次のように説明する（下線は筆者）。

「職務上の危険又は責任の回避及び職務離脱の禁止は、職務を勇敢に遂行することを命ずるものであって、自己に及ぶ危害のために生ずる恐怖を克服してその職務を遂行することを命ずる。（中略）職務上の危険又は責任の回避及び職務離脱の禁止に違反した場合には、隊員はその回避又は離脱により自己の生命又は身体に対する現存する危険を免れようと欲したことをもって、その正当な事由となし得ない。」

しかし、上記の法律解釈がそのまま憲法適合性＝合憲解釈になるかといえ、それは否である。この点で、政府・防衛省は、自衛官の賭命義務の存否、認めるならその合憲的解釈について全く見解を示していない。

- (2) 辻村みよ子東北大学名誉教授は、かかる自衛官の職務について、国家の存立は人権保障の目的に仕えるものだから、死刑が国家による人権制約の究極であるならば、犯罪の嫌疑すらない個人に対して賭命義務を課して殺傷を命ずることなど許されるのかと言う（『憲法【第6版】』270頁（日本評論社2018年））。

さらに、自衛隊創立前の最高裁・死刑合憲判決（昭和23年3月12日）は、「命は尊貴である。一人の生命は全地球よりも重い。」と判示した。国家が、「全地球よりも重い」国民の命を犠牲にして、同じく「全地球よりも重い」相手の殺傷を命じること、それにより自分が死ぬことも覚悟させることなどできるのか、ということになる。

「あたらしい憲法のはなし」（前記第2の4）の論旨も同様である。

これらは、憲法13条が定める個人の尊厳と生命、自由及び幸福追求に対する権利を、個人の人格的生存にかかわる根源的な自然権として、わが憲法上至高の価値を有し、かかる個人の上に国家を置く全体主義を排したものであることを意味する（憲法11条、97条）。

こうして、憲法9条2項の「戦力」のうち「兵士」は、戦争遂行に必要な不可欠なものであるがゆえにその存在を否定しただけでなく、憲法13条の「生命、自由、幸福追求に対する権利」の徹底した保障という観点から、その存在を否定したということができる。すなわち、国家の名において、国民（兵士）に対して「人を殺せ」と命ずること、引き代えに「自らの死を覚悟せよ」と命ずることはできないという、まさに「兵士である前に市民である」ことを徹底したものと解することができる。

- (3) ところで、前述したように、政府解釈による自衛権の概念は、憲法上全く存在しない憲法外の自然法的理念から導き出しているが、憲法13条が定める個人の尊厳と生命、自由及び幸福追求に対する権利こそ、世界的・歴史的に形成され認められてきた最も根源的な自然権である（憲法97条）。

それこそが基本的人権の本質であり（憲法97条）、国家を前提にしてはじめて成り立つはずの政府の「自衛権」なる概念を肯認したとしても、憲法13条の「根源的な自然権」に優越することはありえない。

- (4) ところで、日本の自衛官は志願制であるが、「強制」がなければ、賭命義務を承諾する服務宣誓をした以上、具体的な指揮命令の時点で問題は生じない

のかという疑問がありうる。

これに対して、小針司『文民統制の憲法学的研究』（信山社1990年（注105）128頁）は、次のように述べる。

「純然たる防衛用（……）の軍隊が志願兵から成るとしても、結局兵士を死に追いやる点では徴兵制の場合と変りがない。ただ、自己の死に対する自由意思による事前の了解がえられている点に違いがあるにとどまる。けれども、この事前了解が、国家に課せられている人間の尊厳尊重・保護義務を免除するか否かは別問題である」（下線は原告代理人）

仮に、本人の自由意思によって、軍隊という国家との間の特殊な法律関係に入り（特別権力関係）、その特殊性に応じた一般国民と異なる取り扱いを受けることがあるとしても、「国家に課せられている人間の尊厳尊重・保護義務」すなわち憲法13条の適用が排除されて、「他人を殺傷せよ」「そのために自分が死ぬことも覚悟せよ」とまで強制することはできない。もしできるとするのであれば、その条件や自衛官本人からの同意の取り付けを明確にすべきである。

しかし、政府や防衛省にかかる問題意識はなく、何も対応していない。

4 自衛官の人権を守る手続的保障の欠如

- (1) 前記第5、第6、第7で述べたように、自衛隊では、事件や事故、人事や服務に関する案件が非常に多く、かつ深刻なものが多い。これらに適切に対処してこなかったから、不祥事案件が増える一方で、コンプライアンスが確立しないという悪循環に陥っている。

この点で、自衛隊以外の国家公務員は、被害者の立場であれ、加害者の立場であれ、「セクハラを受けた」「懲戒処分を受けたが納得できない」

「不当な人事異動だ」「給与の決定に不満がある」「勤務条件に不満がある」など、様々な不満や悩みについて、公正中立な立場で専門性を備えた人事院に不服を申し立てたり、相談したりすることができる。する

と、人事院は公正中立な立場から、事情聴取や調査を行い、所属機関等と職員との間に生じた処分や勤務条件などに関する苦情や紛争の解決に当たる。

ところが、自衛隊は、人事院制度の適用外である。その代替と言える制度が「苦情処理申立」である。「隊員は、自衛隊において自己の受けた取扱いが不法又は不当であると考えるときは、上官にその旨を申し出て不法又は不当な取扱いの是正その他の苦情の救済を求める」ことができるとし（「苦情の処理に関する訓令」第1条／甲106）、書面でも口頭でも申し立てができる（第3条）、部隊は苦情調査委員会を設置して原則60日以内に調査し（第5、6条）、原則30日以内に苦情を処理して結果を文書で通知し（第7、8条）、不服な場合は再度の苦情申立てができることを保障し（第9条）、苦情を申し立てた隊員への不利益扱いを禁止する（第12条）という“立派”な制度である。

- (2) 従って、人事院がなくても、この制度が機能することができていれば、それなりにコンプライアンスの確保が図られ、問題が発生しても早期に解決され、服務規律が維持できるはずである。

しかし、苦情の受理者は、申立者の直近の直属上官とされていて（第3条、別表）第三者性が全くない。他方で、上官は加害者であったり、加害者と利害関係を有することがほとんどであるから（前記第6「3」(4)ア、イ）、この制度は実際には機能しない。そもそも新入隊員に対して制度の存在と利用を周知していないし、上官は自らの責任が追及されかねないし（直接の当事者でなくとも監督責任が問われる）、本来の業務以外の仕事が増えるので積極的にならない。結局は訓令上の制度にすぎないので、実効性がないのである。

こうして、中立的な第三者・専門機関として職員の不利益処遇を審査し、改善を図り、労働基本権制約の代償機能を果たすものが、自衛

隊・自衛官にはないのである。この意味で治外法権になっていることを、ほとんどの国民は知らない。

- (3) さらに、自衛隊には行政手続法や行政不服審査法の適用がない対象が多くあり、例えば懲戒処分は、自衛隊法施行規則第69条以下の独自の法律に基づいて行なわれる。しかも、同法第74条の「懲戒権者は、被審理者が申し出たときは、隊員のうちから弁護人を指名しなければならない」という規定を、被懲戒者は弁護士を弁護人に選任することができないと解釈運用しており、懲戒手続に（加害者側も被害者側も第三者も）弁護士の関与を一切排除している。

これは、憲法31条・13条（適正手続の保障）に反するとともに、弁護士法3条（弁護士の職務）に反するものであり、自衛隊員が自らの権利を守るための手段を奪うものであり、一般職及び他の特別職の国家公務員と比較して、到底合理的な区別と言えるものでない。

- (4) 同じようなことは、自衛隊員の退職をめぐるでも生じている。近時、自衛官が大量に退職していることが問題になっているが、本来、自衛官も一国民として憲法22条1項の職業選択の自由があるところ、自衛隊法40条は次のように定めている。

「・・・退職について権限を有する者は、隊員が退職することを申し出た場合において、これを承認することが自衛隊の任務の遂行に著しい支障を及ぼすと認めるときは、その退職について政令で定める特別の事由がある場合を除いては、・・・自衛隊の任務を遂行するため最少限度必要とされる期間その退職を承認しないことができる」。

要するに、自衛隊は、「任務への著しい支障」がある時に「必要最少限度」止めることができるが、可及的速やかに退職が承認されることが権利であることが定められている。ところが、上官が退職の届出を受理しないとか、懲戒手続が存在する隊員に対して、自衛隊法施行規則第72条2項「任命権者

は、規律違反の疑がある隊員をみだりに退職させてはならない」を適用するとして1年も2年も退職承認手続を行なわないことが問題になっている。

- (5) また、自衛隊は、人事異動や給与の問題についても、弁護士を代理人に交渉することを自衛隊は認めていない。他の国家公務員における人事院のように、必要な調査や措置を求める制度もないことは前述したとおりである。

こうして、自衛隊員は、憲法とその基本原理に基づく市民法による権利保障がなく、ひどい人権侵害にさらされているうえに、それを是正するための手段まで奪われた状態にあるといえる。

第11 結語

- 1 以上に述べたとおり、現在の自衛隊は、軍事力=行使する「実力」の高戦力化や全地球的な活動範囲（特に2015年新安保法制の成立とそれに基づく対外的軍事力強化）からみても、国際法的な地位からしても、憲法9条2項の「戦力」に該当することが明らかである。

従って、その人的構成である自衛官の存在も当然違憲の存在だということになるが、強調したいのは、賭命義務を負って武力を行使する兵士=自衛官はもと憲法13条の立場から許されない、矛盾する存在でであって、その意味で憲法9条2項と13条は不可分一体だということである。

しかし、残念ながら、この問題は、自衛隊創設の「出自」自体の、あるいはその後の実態をめぐる合憲・違憲の議論の中において、国民の関心と目が届かない「ブラック・ボックス」となっていたと言わざるをえない。そのため、自衛官の本質と職務をめぐる問題が、国家公務員一般の「治外法権」となり、今日の暴力やいじめ、セクハラなどの深刻な人権侵害を招き、その存在の違憲状態が拡大していると言わざるをえない。

それがいま、本件事案を通じて顕在化し、問われているとすることができる。

2 本件は、自衛隊が1967（昭和42）年当時から住民基本台帳を閲覧して
隊員募集の適格者名簿を作成していたことに始まる問題である（甲1）。

そもそも、なぜ住民情報の管理を国ではなく自治体に委ねたかといえば、戦
前の市町村が全体主義・軍国主義国家の下部機関とされ、兵籍係により兵籍簿
が作られ、これに基づいて召集令状が送られたからである。兵隊だけでなく、
この住民名簿は、国家総動員で住民を官民間わず徴用する機能も果した。これ
が、日本国憲法により、軍国主義を否定し、個人の尊厳、個人主義を最高の価
値とされ、その制度的な保障として地方自治が認められたからである。

また、1982（昭和57）年4月に高校生卒業予定者に対する職業紹介に
対して民間企業や一般官庁同様の規制を自衛隊に通知したのは（請求原因第4
及び甲11）、憲法9条の下では、軍事組織に特権的な地位を与えず、未成熟
な若者の人権を守ることが必要だと判断したからである。

3 以上のとおり、自衛官の募集は、戦後一貫して憲法9条との関係で問題になっ
てきたのであり、提供された名簿がどう使われるのか、入隊を勧誘される自衛
隊・自衛官とは何か、その実態はどうなっているのかは、本件事案の判断に欠か
せない事実である。

原告は、今後とも主張を補充していく予定である。

以上